

# 石川県包括外部監査報告書

令和3年3月

石川県包括外部監査人  
公認会計士 越田圭

# 公有財産の管理に関する事務の執行について

# 目次

第1 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 事件として選定した理由.....	1
4. 外部監査の対象.....	1
(1) 監査対象部局.....	1
(2) 対象年度.....	1
5. 外部監査の方法.....	2
(1) 監査要点.....	2
(2) 監査手続.....	2
6. 外部監査の実施期間.....	2
7. 包括外部監査人及び補助者.....	2
8. 利害関係.....	2
9. その他.....	2
第2 指摘、意見の一覧.....	3
1. 指摘、意見の定義.....	3
2. 指摘の一覧表.....	3
(1) 現地視察を実施した公有財産に関する指摘.....	3
(2) 現地視察を実施しなかった公有財産に関する指摘.....	3
3. 意見の一覧表.....	3
(1) 特定の公有財産に関しない意見.....	3
(2) 現地視察を実施した公有財産に関する意見.....	4
(3) 現地視察を実施しなかった公有財産に関する意見.....	5
(4) 事務に関する意見.....	5
第3 監査対象とした公有財産の概要.....	7
1. 公有財産の内容.....	7
(1) 概要.....	7
2. 県における公有財産の管理.....	9
(1) 公有財産の管理に係る規則等.....	9
(2) 公有財産に関する事務.....	12
3. 県が所有する公有財産の状況.....	24
(1) 総括.....	24
(2) 固定資産の状況.....	27
(3) 地価の状況.....	29

(4) 公共施設等の耐震化の状況 .....	30
(5) 土地開発基金 .....	31
第4 監査手続 .....	32
1. 概要 .....	32
(1) 監査対象とする公有財産 .....	32
(2) 事業用資産の増減内容 .....	32
2. 監査要点別の指針 .....	34
(1) 未利用、低利用の公有財産の抽出 .....	34
(2) 抽出した公有財産に関する監査手続 .....	44
(3) 事務に関する監査手続 .....	46
第5 監査の結果 .....	47
1. 総括事項 .....	47
(1) 公有財産の管理体制 .....	47
(2) 境界が不明確な土地の取扱い .....	47
(3) 土地の種目・地目誤り .....	47
(4) 土地の無断使用 .....	48
(5) 職員住宅・公舎等の入居率低下 .....	48
2. 特定の公有財産に関しない事項 .....	49
(1) 公有財産の管理体制 .....	49
(2) 土地開発基金 .....	50
3. 現地視察を実施した公有財産に関する事項 .....	51
(1) 格技場、第二体育館 .....	51
(2) 津幡用地 .....	53
(3) 旧県立大学附属経営農場 .....	56
(4) 旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎、旧飯田高等学校教職員公舎 .....	61
(5) 廃道敷地（小松市上荒屋町） .....	64
(6) 廃道敷地（能美市徳山町） .....	66
(7) 犀川廃川敷地 .....	68
(8) 廃道敷地（金沢市北袋町） .....	71
(9) 廃道敷地（金沢市宮野町東部） .....	73
(10) 廃道敷地（金沢市鞆筒町） .....	75
(11) 松波川廃川敷地 .....	78
(12) 紀の川廃川敷地 .....	80
(13) 東部車両基地 .....	83
(14) 伏見川関連用地 .....	85
(15) 珠洲リフレッシュ施設 .....	89

(16) 石動山資料館 .....	95
(17) 県営住宅 .....	97
(18) 伏見・高橋川関連用地 (A) .....	105
(19) いしかわ農業公園 (仮称) .....	106
(20) ふれあい温室、ふれあいの家、ふれあいセンター .....	113
(21) 旧押水放牧場 .....	117
(22) 旧珠洲実業高等学校 .....	120
(23) 旧門前高等学校教職員公舎 .....	122
4. 現地視察を実施しなかった公有財産に関する事項 .....	125
(1) 旧看護大学 .....	125
(2) 旧金沢教育事務所 .....	126
(3) 旧宇出津保健所所長公舎建設用地、旧輪島保健所宇出津支所 .....	127
(4) 木ノ浦健民休暇村野営場 .....	128
(5) 中宮温泉野営場 .....	130
(6) 旧高性能林業機械保管庫 .....	132
(7) 能登高等学校生和園農場 .....	133
(8) 旧津幡警察署職員公舎 13 号 .....	134
(9) 奥能登土木総合事務所所長公舎 .....	135
(10) 職員住宅・公舎 .....	137
(11) 警察職員公舎・宿舎 .....	140
5. 事務に関する事項 .....	146
(1) 長期間売却できない入札物件 (処分) .....	146
(2) 公有財産台帳の保管方法 (公有財産に係る台帳の整備) .....	147
(3) 固定資産台帳の処理漏れ (公有財産に係る台帳の整備) .....	148
(4) その他の事項 .....	149

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第252条の37の規定による監査

### 2. 選定した特定の事件

公有財産の管理に関する事務の執行について

### 3. 事件として選定した理由

石川県（以下「県」という。）は、平成27年度から令和元年度までを実施期間として、県の行財政運営の理念や方針、具体的な取組を明示する指針である行政経営プログラムを策定し、その主な取組の一つとして、県有資産マネジメントによる財政運営の改革を行った。県有資産マネジメントとは、県有施設（建築物、インフラ施設）の老朽化が進行する中、安全性の確保や長期的な視点に立ち、財政負担の軽減、平準化を図るため、長寿命化や廃止、集約などによる適正な管理を推進すること、また、未利用の県有財産について、歳入確保や管理コスト縮減の観点から、処分等を積極的に推進することをいう。

また、県は、総務省の研究会が示した作成基準に基づき財務諸表を作成している。財務諸表の一つである貸借対照表（平成30年度末）の資産合計1兆6,832億円のうち、県有施設等が有形固定資産として1兆3,585億円計上されており、資産合計の約80%を占めている。これらの県有施設は、行政需要の多様化、高度化に伴い整備されてきたものであるが、今後、県が県有施設を維持管理するに当たり、修繕、更新に関する経費の発生が避けられず、修繕、更新に伴う経費について、如何に最少化、平準化するか等、様々な課題に対処する必要がある。

このような状況において、これまでの県の取組を検討し、公有財産の管理に関し、合規性、経済性、効率性及び有効性を検討することは、重要であると考え、特定の事件として選定した。

### 4. 外部監査の対象

#### （1）監査対象部局

総務部、危機管理監室、企画振興部、県民文化スポーツ部、健康福祉部、生活環境部、商工労働部、観光戦略推進部、農林水産部、競馬事業局、土木部、教育委員会、公安委員会

#### （2）対象年度

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）

ただし、必要に応じ平成30年度以前又は令和2年度の情報も参考とした。

## 5. 外部監査の方法

### (1) 監査要点

- ・公有財産の取得及び処分は、法令、規則等に従い適正に実施されているか。
- ・公有財産の取得及び処分に際し、経済性、効率性及び有効性が十分に考慮されているか。
- ・公有財産の貸付け又は使用許可は、法令、規則等に従い適正に実施されているか。
- ・公有財産の貸付け又は使用許可に際し、経済性、効率性及び有効性が十分に考慮されているか。
- ・公有財産台帳等が整備され、公有財産に関する情報が適切に把握されているか。
- ・未利用、低利用の公有財産に関する情報が適切に把握され、業務移管、統廃合、用途変更、処分等の施策が適時に実施されているか。
- ・公有財産の老朽化、陳腐化に関する情報が適切に把握され、修繕、更新が適時に実施されているか。

### (2) 監査手続

「第4 監査手続」に詳細を記載している。

## 6. 外部監査の実施期間

令和2年5月1日から令和3年3月4日まで

## 7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 越田 圭

補助者 公認会計士 窪田 隆之

公認会計士 佐々木康行

税理士 山田 康二

## 8. 利害関係

県と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第252条の29の規定による利害関係はない。

## 9. その他

報告書の表の合計（又は差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（又は差額）とが一致しない場合がある。なお、単位未満の端数は切り捨てて表示している。

## 第2 指摘、意見の一覧

### 1. 指摘、意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

### 2. 指摘の一覧表

#### (1) 現地視察を実施した公有財産に関する指摘

現地視察を実施した公有財産に関する指摘は以下の7件である。

番号	内容	頁
指摘 01	行政財産への分類換（廃道敷地（能美市徳山町））	67
指摘 02	所属換の実施（廃道敷地（能美市徳山町））	67
指摘 03	道路占用許可手続の実施（廃道敷地（能美市徳山町））	67
指摘 04	電柱敷地料の徴収漏れ（廃道敷地（金沢市鞆筒町））	77
指摘 05	貸付申請手続の実施（紀の川廃川敷地）	82
指摘 06	行政財産への分類換（伏見川関連用地）	88
指摘 07	占用許可申請手続の実施（伏見川関連用地）	88

#### (2) 現地視察を実施しなかった公有財産に関する指摘

現地視察を実施しなかった公有財産に関する指摘は以下の1件である。

番号	内容	頁
指摘 08	普通財産への分類換（能登高等学校生和園農場）	133

### 3. 意見の一覧表

#### (1) 特定の公有財産に関しない意見

特定の公有財産に関しない意見は以下の3件である。

番号	内容	頁
意見 01	土地の利活用状況に関する全庁的な把握	49
意見 02	土地に関する協議会等の設置	49
意見 03	土地開発基金の一部取崩し	50



## (2) 現地視察を実施した公有財産に関する意見

現地視察を実施した公有財産に関する意見は以下の40件である。

番号	内容	頁
意見 04	照明設備の更新（格技場、第二体育館）	52
意見 05	津幡用地の処分と状況把握	55
意見 06	地目等の修正検討（津幡用地）	55
意見 07	旧県立大学附属経営農場用地の処分と状況把握	60
意見 08	旧県立大学附属経営農場用地の利活用可能性	60
意見 09	地目等の修正検討（旧県立大学附属経営農場）	60
意見 10	旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等用地の処分と状況把握	63
意見 11	珠洲市との協議（旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等）	63
意見 12	廃道敷地（小松市上荒屋町）の処分と状況把握	65
意見 13	道路区域への編入等（廃道敷地（小松市上荒屋町））	65
意見 14	廃道敷地（能美市徳山町）の除外	67
意見 15	犀川廃川敷地の処分と状況把握	70
意見 16	県有地の無断利用者への対応（犀川廃川敷地）	70
意見 17	売却交渉の早期化（犀川廃川敷地）	70
意見 18	売却交渉の再開（廃道敷地（金沢市北袋町））	72
意見 19	廃道敷地（金沢市宮野町東部）の処分と状況把握	74
意見 20	法律関係の整理（廃道敷地（金沢市宮野町東部））	74
意見 21	廃道敷地（金沢市鞆筒町）の処分と状況把握	76
意見 22	道路区域への編入等（廃道敷地（金沢市鞆筒町））	76
意見 23	松波川廃川敷地の処分と状況把握	79
意見 24	境界の明確化（松波川廃川敷地）	79
意見 25	紀の川廃川敷地の処分と状況把握	82
意見 26	紀の川廃川敷地の譲渡与の検討	82
意見 27	伏見川関連用地の処分と状況把握	87
意見 28	境界の明確化（伏見川関連用地）	87
意見 29	ホテル施設部分の貸付けによる効果測定（珠洲リフレッシュ施設）	93
意見 30	取締役会の開催頻度（珠洲リフレッシュ施設）	93
意見 31	取締役会の開催方法（珠洲リフレッシュ施設）	93
意見 32	経営会議等の開催（珠洲リフレッシュ施設）	94
意見 33	経営会議等の議事録作成（珠洲リフレッシュ施設）	94
意見 34	ウェルネス施設部分の貸付けによる効果測定（珠洲リフレッシュ施設）	94
意見 35	貸付物品の管理（珠洲リフレッシュ施設）	94

番号	内容	頁
意見 36	簡易な補修の実施（石動山資料館）	96
意見 37	県営久手川団地の設備更新	104
意見 38	いしかわ農業公園（仮称）における調整池の管理	112
意見 39	価格の修正検討（ふれあい温室）	116
意見 40	旧押水放牧場用地の処分と状況把握	119
意見 41	地目等の修正検討（旧押水放牧場）	119
意見 42	旧門前高等学校教職員公舎用地の処分と状況把握	123
意見 43	地目等の修正検討（旧門前高等学校教職員公舎）	124

### （3）現地視察を実施しなかった公有財産に関する意見

現地視察を実施しなかった公有財産に関する意見は以下の 16 件である。

番号	内容	頁
意見 44	他の地権者に対する売却（旧看護大学）	125
意見 45	使用料見直しの検討（旧金沢教育事務所）	126
意見 46	地目等の修正検討（旧宇出津保健所所長公舎建設用地等）	127
意見 47	木ノ浦健民休暇村野営場の存否	129
意見 48	中宮温泉野営場の存否	131
意見 49	旧高性能林業機械保管庫の有償貸付検討	132
意見 50	能登高等学校生和園農場の活用方策等の検討	133
意見 51	境界確認の実施（旧津幡警察署職員公舎 13 号）	134
意見 52	現状有姿による売却（奥能登土木総合事務所所長公舎）	136
意見 53	石川県建築基準条例第 5 条の要件確認（奥能登土木総合事務所所長公舎）	136
意見 54	職員住宅・公舎の入居率向上	139
意見 55	金沢市に所在する職員住宅・公舎の売却検討	139
意見 56	職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針の推進	139
意見 57	鶴来公舎 2 号、3 号の取扱い	145
意見 58	職員公舎 2 号の取扱い	145
意見 59	能登旭荘の取扱い	145

### （4）事務に関する意見

事務に関する意見は以下の 4 件である。

番号	内容	頁
意見 60	長期間応札がなく売却価格が低下している物件	146
意見 61	公有財産台帳保管の厳格化	147

番号	内容	頁
意見 62	売却済み物件に関する固定資産台帳簿価の残存	148
意見 63	固定資産台帳における所管課の変更漏れ	148

### 第3 監査対象とした公有財産の概要

#### 1. 公有財産の内容

##### (1) 概要

公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの<sup>1</sup>をいう（地自法第238条第1項）。

一	不動産
二	船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
三	前二号に掲げる不動産及び動産の従物
四	地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
五	特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
六	株式、社債 <sup>2</sup> 、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
七	出資による権利
八	財産の信託の受益権

また、公有財産は行政財産と普通財産とに分類される（地自法第238条第3項）。行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（地自法第238条第4項）。

公用に供する財産（以下「公用財産」という。）とは、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする公有財産をいい、公共用に供する財産（以下「公共用財産」という。）とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいう。加えて、供することと決定した財産とは、未だ現実に公用又は公共用に供されてはいないが、将来、公用又は公共用の目的に供すべきことを決定した財産をいう<sup>3</sup>。

ここで、県における公用財産と公共用財産に関する区分<sup>4</sup>及び具体的な内容を例示すると以下のとおりである。

財産の種類	区分
公用財産	県において県の事務又は事業の用に供し、又は供すると決定したもの
公共用財産	(イ) 公の施設の用に供し、又は供すると決定したもの

<sup>1</sup> 基金に属するものを除く。

<sup>2</sup> 特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。

<sup>3</sup> 当該段落の記述は、松本英昭『新版逐条地方自治法〔第9次改訂版〕』992頁（学陽書房2017）を参考にした。

<sup>4</sup> 当該表は、県の「公有財産に関する事務の取扱いについて」の「第二 1（3）行政財産の種類について」を参考にした。

財産の種類	区分
	<p>(ロ) 社会教育法、図書館法、博物館法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、職業訓練法、都市公園法、自然公園法及び公営住宅法等に基づいて設置された施設の用に供し、又は供すると決定したもの</p> <p>(ハ) 前各号以外のものであって、その用途又は利用目的が直接公共の用に供し、又は供すると決定したもの</p>

財産の種類	具体的な内容
公用財産	庁舎、警察（消防）施設、試験研究施設、公舎（宿舎）等
公共用財産	学校、社会教育（体育）施設、社会福祉施設、職業訓練施設、公営住宅、公園等

## 2. 県における公有財産の管理

### (1) 公有財産の管理に係る規則等

#### ① 石川県財務規則

石川県財務規則（以下「県財規」という。）は、県の財務事務の執行に関する基準を定め、事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする（県財規第1条）。公有財産の管理に関する基準は、県財規の「第8章 財産 第1節 公有財産」において規定されている。

県財規は、章・節・款という体系であり、「第8章 財産 第1節 公有財産」に規定される款の内容を示すと、以下のとおりである。

款	条項
第1款 総則	第182条《公有財産の総轄》から 第188条《職員の居住禁止》まで
第2款 管理及び処分	第189条《公有財産取得前の措置》から 第210条の2《借受財産の管理》まで
第3款 台帳及び報告書	第211条《財産台帳》から 第218条の3《公有財産現在高報告》まで
第4款 評価	第219条《評価》から 第221条《価格評定員の任命》まで
第5款 雑則	第222条《一部適用除外の公有財産》

#### ② 公有財産に関する条例、通知

県が「財産関係」として規定している条例、通知は、以下のとおりである。

名称	内容
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し規定したもの
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	財産の交換、譲与、無償貸付等に関し規定したもの
石川県行政財産使用料条例	地自法第225条に規定する行政財産の使用料に関し規定したもの
公有財産に関する事務の取扱いについて（各部長、各課（麻 <sup>5</sup> ）	地方自治法の一部を改正する法律（昭和38年法律第99号）が公布施行され、地

<sup>5</sup> 麻（かい）とは、予算の執行ができる機関であって、石川県組織規則に定める出先機関及びその他の機関のうち県財規別表第二の表の上欄に掲げるもの及び知事が指定するもの

名称	内容
長、教育長、警察本部長あて総務部長通知) (以下「事務取扱い通知」という。)	方公共団体における財産の管理体制及びその処理方法に関する規定が整備されたのを機会に、県において関係規定の整備を行ったもの
公有財産に関する事務の適正な処理について(各部長、各課(麻)長あて総務部長通知) (以下「事務適正化通知」という。)	公有財産の管理及び処分の適正化について県職員に周知徹底するため規定したもの
石川県財務規則第二百四条第二項第三号の総務部長が定めるものを定める件について(各主管部長 <sup>6</sup> あて総務部長通知)	県財規第 204 条《行政財産の使用許可》第 2 項第 3 号について、総務部長が定めるものを具体的に規定したもの
県有地境界標柱設置要領について(主管部長、主務課(麻)長 <sup>7</sup> あて総務部長通知)	境界の確認及び境界標柱設置の統一整備について県職員に周知徹底するため規定したもの
公有財産台帳価格の改定に伴う使用許可等の取扱いについて(各主管部長、主務課(麻)長あて総務部長通知)	公有財産台帳価格の改定に伴う使用許可及び貸付けの取扱いについて規定したもの
公有財産に係る使用料及び貸付料の徴収事務の処理について(各主管部長あて総務部長通知)	使用料及び貸付料の徴収時期に関する取扱いについて規定したもの
県有財産の管理及び処分に伴う契約に定める割合について(各	相手方が契約で定める期限までに貸付料や売買代金を納付しないとき、県が徴

をいう(県財規第 2 条第 4 号)。また、麻長とは、前号に定める麻の長をいう(県財規第 2 条第 5 号)。

- <sup>6</sup> 主管部長とは、石川県部制条例に定める部の長、危機管理監、競馬事業局長、出納室長、教育長、警察本部長及び議会事務局長並びに人事委員会事務局長、監査委員事務局長及び労働委員会事務局長をいう(県財規第 2 条第 1 号)。
- <sup>7</sup> 主務課長とは、石川県組織規則に定める分課(危機管理監室にあつては危機対策課に、新幹線・交通対策監室にあつては交通政策課に、少子化対策監室にあつては子ども政策担当に、競馬事業局にあつては競馬総務課に、出納室にあつては出納担当に限る。)、教育委員会事務局の分課、警察本部会計課、議会事務局総務課、監査委員事務局監査第一課、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の長をいう(県財規第 2 条第 2 号、第 3 号)。なお、人事委員会事務局及び労働委員会事務局にあつては、次長が主務課長とされる。

名称	内容
主務課（麻）長あて管財課長通知	収する延納利息の割合に関する事務の統一的運用を図るため規定したもの
庁舎等県有施設内に公衆電話を設置する場合の取扱いについて（主管部長、主務課（麻）長あて総務部長通知）	公衆電話の取扱い責任の明確化と公衆電話設置許可（貸付）事務の統一的運用を図るため規定したもの
県有建物の火災共済加入事務について（主管部長、主務課（麻）長あて総務部長通知）	県財規第 210 条《火災保険》に基づく県有建物の火災共済加入事務に関する取扱いについて規定したもの
県有物品の火災共済加入事務について（各課（麻）長あて総務部長通知）	一部の物品について火災共済に加入することとしたので、火災共済加入事務に関する取扱いについて規定したもの
担保責任の存続期間内にある県有財産の修補について（各課（麻）長あて総務部長通知）	請負契約又は売買契約等により取得した公有財産又は物品を修補する場合の事務処理に関する留意事項について規定したもの
北陸電力株式会社に電柱等の設置のため県有地の一部を使用させる場合の取扱いについて（各課（麻）長あて総務部長通知）	北陸電力株式会社に電柱等の設置のため県有地の一部を使用させる場合の取扱いを規定したもの
北陸電力株式会社に電柱等の設置のため県有地の一部を使用させる場合の電柱敷地料の改定について（各課（麻）長あて管財課長通知）	「北陸電力株式会社に電柱等の設置のため県有地の一部を使用させる場合の取扱いについて」のうち、記 2 により定める電柱敷地料について改定したので通知するもの
電気通信事業者に電気通信設備の設置のため県有財産の一部を使用させる場合の取扱いについて（主管部長、主務課長あて総務部長通知）	電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者に対し、県有財産の一部を使用させる場合の取扱いを規定したもの
自動販売機の設置に係る事務の取扱いについて（各主管部長あて総務部長通知）	行政財産における自動販売機の設置について、統一的な事務運用を図るため規定したもの



## (2) 公有財産に関する事務

### ① 取得

購入、交換、寄附その他により、公有財産を取得しようとする場合は、あらかじめ当該財産について必要な調査を行い、権利の設定又は特殊の義務があるときは、これを消滅させ、又はこれに関し必要な措置を講ずる(県財規第 189 条)。県財規第 189 条にいう「必要な調査」の内容は、「事務適正化通知 第二 公有財産の取得に関する事項 1 公有財産の取得前の措置について」に以下のとおり規定されている。

調査内容
ア 財産の種類、数量、所在と利用計画との関係
イ 位置の態様及び環境 <sup>8</sup> の良否並びに土地の状況 <sup>9</sup> 、土質 <sup>10</sup> 、地上物件の状況及び法的制限 <sup>11</sup> の有無と利用計画との関係
ウ 財産の評価(予定価格)——所要予算額
エ 所有者を把握し相続等の手続きが可能かどうかの確認
オ 契約の方法及び手続
カ 契約内容——契約の条件
キ 物件の有無——解除又は抹消の確認
ク 土地の場合にあつては、隣接地との境界確認——当該土地の所有者は勿論のこと隣接する土地の所有者の立会いを求めて確認
ケ その他、かし又は特別の義務がある場合の内容及びその排除の方法

取得する公有財産が土地又は建物の場合、主管部長は、土地又は建物に関する事項を記載した書類を添え、管財課長を経て総務部長に合議する(購入、新築、増築、移築及び改築(以下まとめて「購入等」という。))の場合は県財規第 190 条、交換の場合は県財規第 191 条、寄附の受納の場合は県財規第 192 条参照)。

ここで、購入等、交換及び寄附の受納に関する合議を行う際、添付が必要となる書類の記載事項を公有財産の取得方法別に示すと、以下のとおりとなる。

記載事項	購入等	交換	寄附の受納
所在地名及び地番	○	○	○
取得しようとする事由	○	○	○
用途及び利用計画	○	○	○

<sup>8</sup> 環境とは、自然的立地条件及び社会的立地条件をいう。

<sup>9</sup> 土地の状況とは、形状、面積、こう配及び高低差の有無をいう。

<sup>10</sup> 土質とは、表土及び地盤の状況をいう。

<sup>11</sup> 法的制限とは、都市計画法、建築基準法等による制限をいう。

記載事項	購入等	交換	寄附の 受納
物件の明細 <sup>12</sup> 土地：地目及び面積 建物：構造、種目及び面積	○	○	○
価格評定調書 <sup>13</sup>	○	○	○
相手方の住所及び氏名 <sup>14</sup>	○	○	○
当該財産の関係図面	○	○	○
購入価格及びその単価又は 予定価格若しくは見積価格	○	—	—
土地又は建物の登記事項証明書	○	—	—
建物の敷地が借地である場合は、その面積 及び所有者の住所並びに氏名 <sup>15</sup>	○	—	—
不動産の処分に関する、相手方の議決機関 の議決書の写又は監督官庁の許可書若し くは許可書の写 <sup>16</sup>	○	—	—
交換に供する公有財産の台帳記載事項	—	○	—
交換差金がある場合は、納入又は支払いに ついての具体的事項並びに予算額及び経 費の支出科目	—	○	—
相手方の交換仮承諾書又はその願書の写 <sup>17</sup>	—	○	—
寄附者の願書の写	—	—	○

※ 当該表は、県財規第 190 条から第 192 条を基に包括外部監査人が要約したものである。

合議が完了した後、県財規別表第四に定める区分により決裁を受ける。なお、地自法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財

<sup>12</sup> 交換の場合、交換しようとする物件に建物以外の土地の定着物がある場合は、その種目及び数量を記載する。

<sup>13</sup> 土地及び建物を取得又は処分する場合は、2 人以上の価格評定員に価格の評定を行わせる（県財規第 219 条）。土地の算定評価額（見込）が 10,000 千円以上の場合、民間精通者（不動産鑑定士）の鑑定評価を入手する（事務取扱い通知 別紙第五 公有財産評価要領 第一 6）。

<sup>14</sup> 相手方が法人の場合は、その所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名を記載する。

<sup>15</sup> 脚注 14 を参照のこと。

<sup>16</sup> 相手方が公共団体又はその他の法人である場合に限る。

<sup>17</sup> 相手方が交換差金の請求権を放棄する場合は、承諾書にその旨を記載させる。

産の取得は、予定価格 70,000 千円以上の不動産<sup>18</sup>若しくは動産の買入れ又は不動産の信託受益権の買入れとされている（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「議会議決条例」という。）第 3 条）。

土地及び建物以外の公有財産は、主管部長が取得することができる（県財規第 194 条<sup>19</sup>）。

## ② 処分

主管部長は、その所管する普通財産の処分をしようとする場合（売払いについては、当該財産の予定価格が 100 千円を超えるものに限る。）、当該財産に関する事項を記載した書類を添え、管財課長を経て総務部長へ合議することになっている（売払いの場合は県財規第 201 条、譲与<sup>20</sup>の場合は県財規第 202 条、建物の取り壊しの場合は県財規第 202 条の 2 参照）。ただし、売払いは予定価格が 10,000 千円未満、建物の取り壊しは台帳価格が 10,000 千円未満の場合は管財課長への合議をもって総務部長への合議に代えることができる（県財規第 201 条、202 条の 2）。

ここで、売払い、譲与及び建物の取り壊しに関する合議を行う際、添付が必要となる書類の記載事項を普通財産の処分方法別に示すと、以下のとおりとなる。

記載事項	売払い	譲与	建物の 取り壊し
物件の明細 （公有財産台帳記載事項を記載）	○	○	○
当該財産の関係図面	○	○	○
価格評定調書 <sup>21</sup>	○	○	—
処分しようとする事由	○	—	○
代金の納付方法及び時期	○	—	—
指名競争契約に付し、又は随意契約による場合は、その事由及び適用法令の条項	○	—	—
随意契約による場合は、相手方の住所及び氏名 <sup>22</sup> 並びにその利用計画又は事業計画	○	—	—

<sup>18</sup> 土地について議会の議決に付されるのは、予定価格 70,000 千円以上かつ 1 件 20,000 m<sup>2</sup> 以上のものに限られる。

<sup>19</sup> 総トン数 20 トン以上の船舶又は航空機を取得した場合は、総務部長に報告する（県財規第 194 条第 2 項、第 3 項）。

<sup>20</sup> 譲与とは、無償で公有財産を譲渡することをいう。

<sup>21</sup> 脚注 13 を参照のこと。

<sup>22</sup> 脚注 14 を参照のこと。

記載事項	売払い	譲与	建物の 取り壊し
譲与しようとする事由、適用法令の条項及び相手方並びに利用計画又は事業計画	—	○	—
譲与に附帯して条件を定める場合は、その条件	—	○	—
取り壊し材料等の利用計画	—	—	○

※ 当該表は、県財規第 201 条から第 202 条の 2 を基に包括外部監査人が要約したものである。

また、建物付き土地を処分する場合、原則として建物を解体して更地にする。更地は一般競争入札により売却（契約締結）後、各所管課から管財課に所管換えされる。

なお、予定価格 70,000 千円以上の不動産若しくは動産の売払い又は不動産の信託受益権の売払いは、議会の議決に付さなければならない（議会議決条例第 3 条）。

### ③ 分類換、所管換、所属換

分類換とは、行政財産の用途を廃止して普通財産とし、又は普通財産を行政財産とすることをいう（県財規第 185 条第 1 項）。主管部長は、その所管する公有財産を分類換しようとする場合は、当該財産に関する事項を記載した書類を添え、管財課長を経て総務部長に合議することになっている<sup>23</sup>。ただし、県財規第 186 条《公有財産の引き継ぎ》第 1 項本文の規定<sup>24</sup>により総務部長に引き継ぐ場合又は建物以外の工作物を取り壊すために普通財産に分類換する場合は、この限りでない（県財規第 198 条第 1 項）。ここで、分類換に関する合議を行う際、添付が必要となる書類の記載事項を示すと、以下のとおりとなる。

記載事項
一 物件の明細（公有財産台帳記載事項を記載）

<sup>23</sup> ①予定価格が一千万円未満の公有財産を売り払うとき、②台帳価格が一千万円未満の建物を取り壊すとき、③立木竹を伐採し、廃棄するときのいずれかに該当する普通財産への分類換は、管財課長への合議をもって総務部長への合議に代えることができる（県財規第 198 条第 2 項）。

<sup>24</sup> 行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、主管部長は、総務部長にこれを引き継ぐものとする。ただし、引き継ぐことを適当としないものとして総務部長が定めるものについては、この限りでない。「引き継ぐことを適当としないものとして総務部長が定めるもの」の具体的内容は、「事務取扱い通知 第二 1（4）公有財産の引き継ぎについて」を参照。

記載事項
二 分類換をしようとする事由
三 普通財産を行政財産としようとするときは、その用途及び利用計画
四 当該財産の関係図面

所管換とは、主管部長の間において公有財産の所管を移すことをいい（県財規第 185 条第 2 項）、所属換とは、同一所管内における課に所属する公有財産を他の課の所属に移すことをいう（県財規第 185 条第 3 項）。すなわち、公有財産を主管する部が移される場合が所管換であり、主管する部が変わらず主管する課が移される場合が所属換に該当する。

主管部長は、公有財産の所管換を受けようとする場合は、当該財産に関する事項を記載した書類を添え、関係主管部長と協議し、管財課長を経て総務部長に合議することになっている（県財規第 199 条）。ここで、所管換に関する合議を行う際、添付が必要となる書類の記載事項を示すと、以下のとおりとなる。

記載事項
一 物件の明細（公有財産台帳記載事項を記載）
二 所管換を受けようとする事由
三 用途及び利用計画
四 当該財産の関係図面

主管部長は、その所管する公有財産を所属換しようとする場合は、当該財産に関する事項を記載した書類<sup>25</sup>を添え、管財課長に合議することになっている（県財規第 200 条）。

#### ④ 普通財産の貸付け

主管部長は、その所管する普通財産を貸付けしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した書類を添え、管財課長を経て総務部長に合議する（県財規第 205 条第 1 項）。ただし、県財規第 204 条第 2 項各号に掲げる用途<sup>26</sup>に供するために貸付けしようとするときは、管財課長への合議をもって総務部長への合議に代えることができる。

記載事項
一 貸付けしようとする物件の明細（公有財産台帳記載事項を記載）
二 貸付けしようとする事由

<sup>25</sup> 記載事項は、所管換と同様であるため記載を省略する。

<sup>26</sup> 当該内容については、「⑤ 行政財産の使用許可」で記載する。

記載事項
三 貸付けの期間
四 有償の場合は、その貸付料
五 有償の場合は、当該財産価格の評価調書により算出した貸付料の評定調書
六 随意契約による場合は、相手方の住所及び氏名並びにその利用計画又は事業計画
七 無償貸付けをし、又は指名競争契約に付し若しくは随意契約による場合は、その適用法令の条項
八 相手方の願書の写
九 当該財産の関係図面

上記のうち、貸付けの期間は貸付けの種類ごとに、以下のとおり上限が設けられている（県財規第 206 条第 1 項）。

種類	期間の上限
一 堅固な建物の所有を目的とする土地の貸付け	30 年
二 前号以外の建物の所有又は植樹を目的とする土地の貸付け	20 年
三 前二号以外の目的のための土地の貸付け	10 年
四 土地とともにする建物その他の土地の定着物の貸付け	当該土地の貸付期間
五 建物その他の物件の貸付け	5 年

#### ⑤ 行政財産の使用許可

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地自法第 238 条の 4 第 7 項）。主管部長が所管する行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、その使用を許可することができる。（県財規第 204 条第 1 項）。主管部長は、その所管する行政財産の使用許可をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添え、管財課長を経て総務部長に合議する（県財規第 204 条第 3 項）。

記載事項
一 使用を許可しようとする物件の明細（公有財産台帳記載事項を記載）
二 使用を許可しようとする事由
三 使用の期間
四 使用料

記載事項
五 当該財産の価格評定調書により算出した使用料の評定調書
六 相手方の願書の写
七 許可書案
八 当該財産の関係図面

上記のうち、使用を許可することができる期間は使用の種類ごとに、以下のとおり上限が設けられている（県財規第 204 条第 2 項）。

種類	期間の上限
一 電線を架設し、又は電柱を建設するとき	5 年
二 水道管、ガス管その他の地下工作物を埋設するとき	
三 小規模な施設で総務部長が定めるものを設置するとき	
その他	1 年

なお、県財規第 204 条第 2 項第 3 号の「小規模な施設で総務部長が定めるものを設置するとき」の内容は、「石川県財務規則第二百四条第二項第三号の総務部長が定めるものを定める件について」において、次のように規定されている。

施設の種類
1 公衆電話ボックス及び郵便差出函
2 気象、地象及び水象の観測施設
3 火災報知機、警報機及び消火栓
4 街灯、カーブミラー及び横断歩道橋の橋脚
5 テレビ共同受信施設、有線ラジオ放送施設その他の通信施設
6 三角点、水準点及び標高点
7 掲示板、記念碑及び標識類
8 公共的団体が設置する売店、食堂、自動販売機、その他の福利厚生施設
9 石川県広告事業に基づく施設壁面への広告物

## ⑥ 公有財産に係る台帳の整備

### ア 公有財産台帳の作成

主管部長は、その所管する公有財産について公有財産台帳を整備する（県財規第 211 条第 1 項）。総務部長は、県財規第 216 条《異動報告》の規定による異動報告に基づき公有財産台帳を作成し<sup>27</sup>、主管部長に送

<sup>27</sup> 県財規第 222 条《一部適用除外の公有財産》の規定に基づき、道路法等に基づく公共土木施設の用に供する公有財産については公有財産台帳を作成しておらず、道路法等で作

付するものとする（県財規第 211 条第 2 項）。各所管課は、公有財産台帳を紙に出力し、バインダーに綴じてキャビネット等で保管している。

公有財産台帳は、県財規別記様式第 69 号として 15 種類の様式が定められている。これらの様式のうち、「土地・内訳（別記様式第 69 号（その 3）」及び「建物・内訳（別記様式第 69 号（その 5）」の内容を示す。

---

成が求められる台帳をもって代替している。電子化されている台帳は、道路台帳（附属施設含む）、地すべり防止区域台帳、治山台帳（林道台帳）、港湾台帳、漁港台帳及び用地取得台帳である。紙で作成されている台帳は、河川現況台帳及び海岸保全施設台帳である。



土地・内訳（別記様式第 69 号（その 3））

別記様式第 69 号（その 3）

公有財産台帳（土地・内訳）

所	属	名	口	座	名	会	計	名	分	類	種	類	決	算	区	分	財	産	区	分	

種	目

財 産 番 号	市 町 村 C D	所 在 地 番 号 市 町 村 大 字	地 址 番 号 小 字 地 番	有 無	地 目	積 面 ( $m^2$ )	原 始 設 定 理 由	最 終 異 動 理 由	登 記 日 期 年 月 日	共 有

建物・内訳 (別記様式第 69 号 (その 5))

別記様式第 69 号(その 5)

公 有 財 産 台 帳 ( 建 物 ・ 内 訳 )									
所 属 名	口 座 名	会 計 名	分 類	種 類	決 算 区 分	財 産 区 分			
建物番号	構造	耐用年数	建築年月日	特					
種 日	屋 根	残 存 率	借 地 面 積	記					
名 称	階 数	火災共済	借地相手方	共有					
異 動 理 由	増 減		現 在		登 記		備 考		
	建面積(m <sup>2</sup> )	延面積(m <sup>2</sup> )	建面積(m <sup>2</sup> )	延面積(m <sup>2</sup> )	価 格(円)	価 格(円)		年 月 日	年 月 日

これらのうち、土地の種目及び地目について補足しておく。土地の種目は、県財規別表第十に定められており、敷地、宅地、田、畑、山林、林地、牧場、公園、広場、道路及び雑種地のいずれかを入力する。土地の地目は、不動産登記規則第 99 条《地目》に定められており、登記事項を参考に、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地のいずれかを入力する。

#### イ 公有財産台帳の更新

主管部長は、その所管する公有財産について、増減その他の異動があったときは、直ちに公有財産異動報告書及び関係書類を総務部長に送付する（県財規第 216 条）。

公有財産の異動がない場合でも、主管部長は定期的に公有財産台帳の価格改定を行う。主管部長は、その所管に属する土地、建物及び立木竹<sup>28</sup>につき、5年ごとにその年の1月1日の現況において、石川県公有財産台帳価格改定要領に定めるところによりこれを評価し、当該財産の台帳価格を改定する（県財規第 213 条）。天災その他の事故により、財産の一部を滅失した場合は、台帳価格を基準にして算出した損害見積価格を控除したものを残存財産の価格とし（県財規第 212 条第 2 項）、模様替又は修繕の費用は、台帳価格に算入しない（県財規第 212 条第 3 項）。

#### ウ 固定資産台帳

公有財産台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない台帳であることや、すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成に当たっては、自団体の資産の状況を正しく把握すること等が必要であるという総務省からの要請により、県は固定資産台帳を作成した。

公有財産台帳と固定資産台帳で異なる点として、「資産の価格」がある。公有財産台帳の価格は、前述のとおり、異動がない場合でも5年ごとに価格の改定を行う。一方で、固定資産台帳の価格は、原則として取

---

<sup>28</sup> 立木に限る。

得原価とされ、土地等のように減価償却が不要な固定資産は価格の改定が行われないこととなっている<sup>29</sup>。

また、土地の「地目」は、公有財産台帳よりも種類が少なくなっており、公有財産台帳の地目が地目変換表に基づき変換される。例えば、学校用地が宅地に、牧場が原野に変換される。

#### ⑦ 未利用、低利用の公有財産に関する情報の把握

県管財課資産活用室が、県として利用見込みのない土地の情報を把握しており、毎年度、未利用となり、一般競争入札による売却が可能と考えられる土地の把握を目的に、公有財産を所管する課に対し、「入札による売却の意向のある土地の調査について」という調査票への記入を依頼している。

#### ⑧ 公有財産の老朽化、陳腐化に関する情報の把握

##### ア 公共施設等総合管理計画

県は公有財産の老朽化、陳腐化に関する情報を把握するため、公共施設等総合管理計画を策定している。公共施設等総合管理計画は、少子高齢化に伴う人口減少により、今後は、県が保有する公共施設等のニーズや役割が大きく変化することが見込まれることから、引き続き県民の利便性と良質な行政サービスを維持するためにも、公共施設等のより一層の計画的な維持管理が求められてきていることや、国がインフラ長寿命化基本計画を策定したこと等を踏まえて策定された。なお、公共施設等とは、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設も含む包括的な概念である。

公共施設等総合管理計画と、国が策定したインフラ長寿命化基本計画や県が策定した各種の計画との関係を要約すると以下のとおりである<sup>30</sup>。

・国のインフラ長寿命化基本計画に基づく県のインフラ長寿命化計画（行動計画）に相当
--

<sup>29</sup> 例外として、取得原価が不明なものは再調達原価とする、立木竹のみ6年に1度程度再評価する等の取扱いがある。

<sup>30</sup> 公共施設等総合管理計画で関係性があるとされている計画のみ記載している。

- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく石川県強靱化計画<sup>31</sup>における老朽化対策に資するもの
- ・行政経営プログラム<sup>32</sup>における、財政健全性の維持・向上に向けた取組事項の一つ

### イ 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査

県は、毎年消防庁からの依頼に基づき、公共施設等の耐震改修状況等の現況を調査し報告している。当該調査の対象は都道府県及び市町村であり、調査内容は、防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施状況調査、災害対策本部が設置される調査等の耐震化推進状況等調査及び消防本部・消防署所の耐震化推進状況等調査の3つである。

## 3. 県が所有する公有財産の状況

### (1) 総括

県が所有する公有財産の残高及び増減を総括すると以下のとおりである。

区分	H30d 末残高	増加	減少	R1d 末残高
土地	65,496 千㎡	53 千㎡	42 千㎡	65,506 千㎡
建物	2,104 千㎡	22 千㎡	23 千㎡	2,103 千㎡
山林 <sup>33</sup>	3,202 千㎡	—	0 千㎡	3,201 千㎡
動産 <sup>34</sup>	4 隻 1 機	—	—	4 隻 1 機
物権 <sup>35</sup>	7,132 千㎡ 1 件	—	—	7,132 千㎡ 1 件
無体財産権 <sup>36</sup>	99 件	8 件	11 件	96 件
有価証券	3,081 百万円	—	—	3,081 百万円
出資による 権利	57,129 百万円	523 百万円	1,173 百万円	56,479 百万円

(出所：県提供資料（令和2年3月31日現在）)

<sup>31</sup> 近年の甚大な自然災害の多発や、公共インフラの老朽化の顕在化などを踏まえた、県の強靱化に関する取組みの方向性を示す指針をいう。

<sup>32</sup> 限られた資源を最大限活用した、効率的・効果的な行政経営の推進を基本理念とする県の総合管理計画をいう。

<sup>33</sup> 立木の推定蓄積量を記載している。

<sup>34</sup> 船舶4隻、航空機1機である。

<sup>35</sup> 地上権及び地役権が合計で7,132千㎡、温泉権が1件である。

<sup>36</sup> 特許権、著作権、実用新案権及び育成者権である。

上記の公有財産のうち、土地及び建物について、財産の種類別に区分して残高及び増減を総括すると以下のとおりである。

(単位：千㎡)

区分（土地）		H30d 末 残高	増加	減少	R1d 末 残高	
行政 財 産	公 用 財 産	庁舎	301	－	10	290
		警察（消防）施設	211	2	2	211
		試験研究施設	1,380	1	2	1,380
		公舎（宿舎）	41	－	1	40
		山林	23,085	－	－	23,085
		その他の施設	422	0	－	423
		小計	25,443	4	16	25,431
	公 共 用 財 産	学校	2,420	－	－	2,420
		社会教育（体育）施設	229	－	－	229
		社会福祉施設	104	－	1	103
		職業訓練施設	42	－	－	42
		公営住宅	487	－	－	487
		公園	6,581	20	0	6,601
		山林	19,374	－	0	19,374
		その他	2,831	－	6	2,824
小計	32,073	20	9	32,084		
行政財産計		57,516	25	25	57,515	
普 通 財 産	建物	569	1	1	569	
	敷地	625	8	0	633	
	公舎（宿舎）	29	0	3	26	
	廃道・廃川敷	16	0	0	16	
	その他	6,738	17	11	6,745	
	普通財産計	7,980	28	17	7,991	
合計		65,496	53	42	65,506	

(出所：県提供資料（令和2年3月31日現在）)

主な増加：行政財産・公共用財産・公園 木場潟公園用地の購入・寄附受入 20 千㎡  
普通財産・その他 能登空港周辺地の分類換 6 千㎡

主な減少：行政財産・公用財産・庁舎 旧県央土木総合事務所の分類換6千㎡  
 普通財産・その他 能登空港周辺地の売払い7千㎡

(単位：千㎡)

区分（建物 <sup>37</sup> ）		H30d 末 残高	増加	減少	R1d 末 残高	
行政 財 産	公 用 財 産	庁舎	210	6	5	212
		警察（消防）施設	97	0	1	96
		試験研究施設	76	—	0	75
		公舎（宿舎）	35	—	3	32
		山林	—	—	—	—
		その他の施設	7	0	0	7
		小計	426	7	9	423
	公 共 用 財 産	学校	668	0	0	667
		社会教育（体育）施設	117	—	0	117
		社会福祉施設	21	—	0	21
		職業訓練施設	23	—	—	23
		公営住宅	367	1	—	369
		公園	25	0	—	25
		山林	—	—	—	—
		その他	176	0	—	176
小計		1,400	2	1	1,401	
行政財産計		1,826	9	11	1,825	
普 通 財 産	建物	202	11	8	205	
	敷地	—	—	—	—	
	公舎（宿舎）	19	—	2	17	
	廃道・廃川敷	—	—	—	—	
	その他	55	0	0	55	
	普通財産計	277	12	12	278	
合計		2,104	22	23	2,103	

(出所：県提供資料（令和2年3月31日現在）)

<sup>37</sup> 延面積を記載している。

## (2) 固定資産の状況

現行の地自法による予算・決算制度は、毎年度の現金の歳入・歳出を示すことが主眼となっている。県は、財政状況をより多角的に説明するための一つの手法として、民間企業で作成している貸借対照表等の財務諸表を作成している。



令和2年3月31日現在における県の貸借対照表<sup>38</sup>は以下のとおりである。

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	1,603,980	固定負債	1,241,875
有形固定資産	1,352,735	地方債等	1,120,304
事業用資産	448,094	長期未払金	0
土地	264,883	退職手当引当金	102,661
立木竹	5,066	損失補償等引当金	18,774
建物	431,625	その他	136
建物減価償却累計額	△ 263,482	流動負債	96,745
工作物	41,565	1年内償還予定地方債等	85,172
工作物減価償却累計額	△ 34,332	未払金	5
船舶	2,590	未払費用	0
船舶減価償却累計額	△ 1,917	前受金	0
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	9,414
航空機	677	預り金	2,123
航空機減価償却累計額	△ 677	その他	31
その他	0	負債合計	1,338,619
その他減価償却累計額	0	<b>【純資産の部】</b>	
建設仮勘定	2,095	固定資産等形成分	1,660,924
インフラ資産	885,455	余剰分(不足分)	△ 1,326,640
土地	113,517		
建物	12,646		
建物減価償却累計額	△ 7,259		
工作物	2,214,969		
工作物減価償却累計額	△ 1,608,599		
その他	0		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	160,181		
物品	44,518		
物品減価償却累計額	△ 25,331		
無形固定資産	490		
ソフトウェア	400		
その他	90		
投資その他の資産	250,754		
投資及び出資金	83,510		
有価証券	2,746		
出資金	80,764		
その他	0		
投資損失引当金	△ 23		
長期延滞債権	5,088		
長期貸付金	77,724		
基金	85,870		
減債基金	5,519		
その他	80,351		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 1,415		
流動資産	68,924		
現金預金	11,371		
未収金	791		
短期貸付金	7,505		
基金	49,440		
財政調整基金	11,836		
減債基金	37,603		
棚卸資産	0		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 183		
繰延資産	0		
資産合計	1,672,903	純資産合計	334,284
		負債及び純資産合計	1,672,903

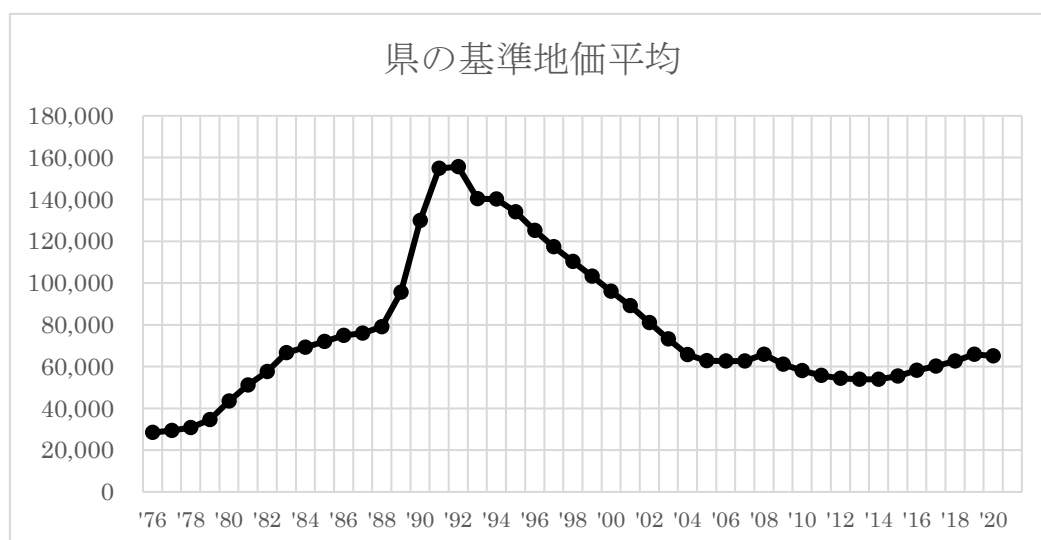
<sup>38</sup> <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zaisei/zaisei/aramasi2020-12.html> 一般会計の状況に基づき作成したものであり、特別会計や財政的援助団体の状況は反映されていない。

貸借対照表のうち公有財産に相当するのは、有形固定資産に含まれる事業用資産 448,094 百万円及びインフラ資産 885,455 百万円、無形固定資産 490 百万円、投資その他の資産に含まれる投資及び出資金 83,510 百万円である。

### (3) 地価の状況

県の基準地価平均<sup>39</sup>について、1976 年から 2020 年までの推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：円/m<sup>2</sup>)



(出所：県提供資料に基づき包括外部監査人が作成)

県の基準地価平均は、1976 年以降緩やかな上昇が続き、1988 年の 79,000 円/m<sup>2</sup>から、いわゆるバブル経済の影響等により著しい上昇傾向にあったが、1992 年の 155,600 円/m<sup>2</sup>をピークに下落しており、21 世紀に入った当初の 2001 年は 89,100 円/m<sup>2</sup>と、ピーク時の半額程度にまで落ち込んでいる。2001 年以降も下落傾向が続き、2020 年は 65,100 円/m<sup>2</sup>となっているが、これは 37 年前である 1983 年と同水準の状況である。

このことから、今後、土地価格の大幅な上昇が再び起こる可能性は不透明であるため、事業の用に供されない土地を適時に売却し、公有財産のスリム化を図ることは重要であると考えられる。

なお、当該貸借対照表は、県が公表している『財政のあらまし 2020 II [全体版]』45 頁を参照した。

<sup>39</sup> [https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/tochitaisaku\\_index.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/tochitaisaku_index.html) 県の地価調査結果は、当該インターネットサイトを参照のこと。本稿にいう「基準地価平均」とは、県の地価調査結果にいう「全用途平均」を指す。

#### (4) 公共施設等の耐震化の状況

県は、公共施設等の耐震化の状況について、部局別に取りまとめている。調査内容の概要は以下のとおりである。

- ・調査の対象となる公共施設等の棟数を把握する
- ・新耐震基準対象のものと旧耐震基準対象のものに分類し、それぞれの棟数を集計する
- ・旧耐震基準対象のものを耐震診断実施のものと耐震診断未実施のものに分類し、それぞれの棟数を集計する
- ・耐震診断実施のものを耐震化済みのものと改修予定なしのものに分類し、それぞれの棟数を集計する
- ・新耐震基準対象の棟数と耐震化済みの棟数を合計し、これを調査の対象となる公共施設等の棟数で除して、耐震化率を算定する

県は、平成 29 年 3 月に策定した石川県耐震改修促進計画に基づき、県有である公共施設等の耐震化を進めている。石川県耐震改修促進計画によると、平成 37 年度（令和 7 年度）末までに耐震化率を 95%とする目標を定めている。

上記のうち、「改修予定なし」や「耐震診断未実施」とされている公共施設等は、利用者が少ない、耐震診断や耐震改修の予算措置ができない等の理由により耐震改修が行われていない公共施設等である。

## (5) 土地開発基金

県は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、石川県土地開発基金（以下「県土地開発基金」という。）を設置した（石川県土地開発基金条例第1条）。

県土地開発基金の残高は、昭和44年の設置当初は600百万円であったが、平成30年度末で4,150百万円、令和元年度末で4,150百万円となっており、令和元年度中は、県土地開発基金とされる定期預金の利息が付されたことにより289千円の増加があったのみということである。

令和元年度末において、県土地開発基金の保有土地は存在しない。県土地開発基金による直近の土地先行取得の事例は、平成25年度に鶴ヶ丘団地県営住宅建替事業の用に供するため、河北郡内灘町白帆台2丁目405番1他9筆を633百万円で取得したというものである。当該土地は、平成28年度に県一般会計で買戻し済みである。

## 第4 監査手続

### 1. 概要

#### (1) 監査対象とする公有財産

県が一般会計の状況に基づき作成した貸借対照表（令和2年3月31日現在）のうち公有財産に相当するのは、有形固定資産に含まれる事業用資産 448,094 百万円及びインフラ資産 885,455 百万円、無形固定資産 490 百万円、投資その他の資産に含まれる投資及び出資金 83,510 百万円である。当年度の監査においては、事業用資産 448,094 百万円を監査対象にすることとした。未利用、低利用の公有財産に関するヒアリングを実施した結果、情報の把握が不十分ではないかと考えたためである。また、事業用資産の監査に集中することで、未利用、低利用の公有財産に関する情報の把握に関する問題点を有効かつ効率的に抽出できるのではないかと判断した。

#### (2) 事業用資産の増減内容

令和元年度中の事業用資産の増減は以下のとおりである。

（単位：百万円）

科目名	H30d 末	増加 取得等	減少		R1d 末
			除売却等	減価償却	
事業用資産	452,059	10,054	4,606	9,412	448,094
土地	265,031	2,309	2,458	—	264,883
立木竹	5,066	—	—	—	5,066
建物	172,469	5,139	979	8,485	168,143
工作物	6,941	1,152	17	842	7,233
船舶	758	—	—	84	673
建設仮勘定	1,793	1,453	1,151	—	2,095

（出所：令和元年度の固定資産台帳を基に包括外部監査人が作成）

令和元年度末の事業用資産残高は土地及び建物残高が大半を占めており、かつ増減も土地及び建物が大半を占めている。したがって、監査対象は土地及び建物を中心にする方針とする。

ここで、令和元年度の固定資産台帳から増加、減少それぞれのうち主なものを抽出した結果は以下のとおりである。

（単位：百万円）

主な増加		
土地	所管換による振替合計額	1,377
	七尾警察署（新規有償取得）	118

主な増加		
建物	国立工芸館の県有部分（新規有償取得）	1,811
	県立学校体育館等増改築（一部増加有償取得）	970
	県営住宅新築・改修（主に建設仮勘定からの振替）	676
	所管換による振替合計額	253
工作物	交通管制制御装置（一部増加有償取得）	561
	能登空港監視制御設備（一部増加有償取得）	219

（出所：令和元年度の固定資産台帳を基に包括外部監査人が作成）

（単位：百万円）

主な減少		
土地	所管換による振替合計額	1,377
建物	所管換による振替合計額	253
	県営1号上屋（除却）	197

（出所：令和元年度の固定資産台帳を基に包括外部監査人が作成）

## 2. 監査要点別の指針

### (1) 未利用、低利用の公有財産の抽出

#### ① アンケートの実施方法

未利用、低利用の公有財産の抽出は、各所管課に対しアンケートの回答を求める方法で実施した。アンケートは、所管課単位と財産単位の2種類のアンケート様式を用いた。所管課単位のアンケート様式は以下のとおりである。

No.	質問
1	紙で保管されている公有財産台帳又はそれに準じた資産台帳の保管状況についてお示しいただけますでしょうか。文章ではなく、保管されている台帳を撮影して、画像をご提出いただければ結構です。
2	公有財産の取得・処分について、石川県財務規則等の全庁的な規制の他、貴課独自の事務マニュアルの有無をお示しいただけますでしょうか。該当がございましたら、当該事務マニュアルをご提出いただけますでしょうか。
3	平成 27 年度から令和元年度までの年度において、貴課が行った行政財産の用途変更があれば、その内容についてお示しいただけますでしょうか。お示しいただく内容は、石川県財務規則第 200 条の 2 に規定される事項のうち、図面以外の事項で結構です。
4	貴課が、行政財産の用途変更又は分類換を検討するための判断基準があれば具体的にお示しいただけますでしょうか。 (例：施設の利用者数、利用回数等)
5	施設の利用者数、利用回数等を集計されている場合は、その集計方法について具体的にお示しいただけますでしょうか。
6	貴課が、低利用等の理由により用途変更を検討している行政財産があれば、その内容について具体的にお示しいただけますでしょうか。お示しいただく内容は、石川県財務規則第 200 条の 2 に規定される事項のうち、図面以外の事項で結構です。
7	貴課が、使用許可をしている行政財産又は貸付けをしている普通財産のうち、その使用料又は貸付料について、減額又は免除しているものをお示しいただけますでしょうか。
8	「石川県耐震改修促進計画」に基づき、「県有施設の耐震化の状況」を毎年度報告している公有財産のうち、「耐震診断未実施」又は「改修の予定なし」とされている施設について、そのような対応となる経緯をお示しいただけますでしょうか。

ここで、財産単位のアンケート様式を示す前に、アンケートと対象とした公有財産の抽出基準を示す。県提供資料だけでは未利用、低利用の公有財産の全体像の把握は困難であると考えて、以下の抽出基準により、未利用、低利用の可能性のある公有財産を抽出した。

- ・「県提供資料（平成 31 年 3 月 31 日現在）」に記載されているもの
- ・「固定資産台帳（平成 31 年 3 月 31 日現在）」における資産名称に「旧」の文字が含まれるといった、用途変更があったと推定されるもの
- ・過年度における包括外部監査報告書において、指摘又は意見が付されているもの
- ・県議会会議録において言及されているもの

なお、県提供資料及び固定資産台帳は、アンケート作成依頼時点で令和 2 年 3 月 31 日現在のものが作成されていなかったことから、上記の抽出基準となったが、後日、令和 2 年 3 月 31 日現在のものを入手し、アンケートの追加提出を求める等のフォローアップを実施している。財産単位のアンケート様式は以下のとおりである。

No.	質問
1	当該財産を取得した目的及び経緯をお示しいただけますでしょうか。
2	当該財産の公有財産台帳又はそれに準じた資産台帳をお示しいただけますでしょうか。
3	当該財産について、施設の利用者数、利用回数等を集計されている場合は、①平成 27 年度から令和元年度までの年度毎の実績及び②その集計方法について具体的にお示しいただけますでしょうか。
4	当該財産について、更なる有効活用を図るために、課題となるような事項を具体的にお示しいただけますでしょうか。 (例：財産区分の変更が必要、用途変更が必要、用途変更や処分を行う場合に法令・条例等による規制がある、所属換を検討しているが条件が折り合わない、解体費が高額となる、土壌汚染・アスベスト・PCB 等の除去費用が高額となる、財産利用者又は使用者の理解が得られない、不法占拠者がいる、権利義務関係が整理できていない等)
5	当該財産を使用許可又は貸付けしている場合、以下の事項について具体的にお示しいただけますでしょうか。 ①使用料又は貸付料の設定方法、②平成 27 年度から令和元年度までの使用料又は貸付料の実績、③減免又は免除している場合はその理由
6	当該財産の今後の利活用方針について具体的にお示しいただけますでしょうか。



No.	質問
	(例：用途変更を行う、所属換を行う、周辺自治体に譲渡する等)
7	当該財産について、①平成 27 年度から令和元年度までの年度ごとの維持費及び②維持費を削減するための具体的な取り組みについてお示しいただけますでしょうか。

## ② アンケートの実施対象

### ア 所管課単位のアンケート

所管課単位のアンケート様式に基づき、包括外部監査人が回答を求めた課は以下のとおりである。

所管部局	所管課
総務部	総務課、人事課、管財課、東京事務所、小松県税事務所、金沢県税事務所、中能登総合事務所、奥能登総合事務所
危機管理監室	危機対策課、消防学校
企画振興部	企画課、地域振興課、空港企画課、能登空港管理事務所
県民文化スポーツ部	スポーツ振興課、男女共同参画課
健康福祉部	厚生政策課、長寿社会課、障害保健福祉課、健康推進課、薬事衛生課、南加賀保健福祉センター、石川中央保健福祉センター、リハビリテーションセンター、保健環境センター、こころの健康センター、総合看護専門学校、少子化対策監室、保育専門学園、児童生活指導センター
生活環境部	環境政策課、自然環境課、白山自然保護センター
商工労働部	産業政策課、産業立地課、経営支援課、労働企画課、工業試験場、金沢産業技術専門校、小松産業技術専門校、七尾産業技術専門校、能登産業技術専門校、石川障害者職業能力開発校
観光戦略推進部	観光企画課、国際交流課
農林水産部	農業政策課、畜産振興・防疫対策課、農業基盤課、森林管理課、水産課、南加賀農林総合事務所、石川農林総合事務所、県央農林総合事務所、中能登農林総合事務所、奥能登農林総合事務所、農林総合研究

所管部局	所管課
	センター、南部家畜保健衛生所、北部家畜保健衛生所、水産総合センター
土木部	監理課、道路建設課、道路整備課、河川課、港湾課、砂防課、都市計画課、公園緑地課、建築住宅課、南加賀土木総合事務所、石川土木総合事務所、県央土木総合事務所、中能登土木総合事務所、奥能登土木総合事務所、金沢港湾事務所、七尾港湾事務所
教育委員会	庶務課、生涯学習課、文化財課、保健体育課、小松教育事務所、金沢教育事務所、図書館、生涯学習センター
公安委員会	警察本部会計課

## イ 財産単位のアンケート

財産単位のアンケート様式は、総務部所管が 19 件、健康福祉部所管が 14 件、生活環境部所管が 4 件、観光戦略推進部所管が 3 件、土木部所管が 6 件、農林水産部所管が 13 件、教育委員会所管が 15 件、公安委員会所管が 8 件、「県提供資料（令和 2 年 3 月 31 日現在）」に記載されたもの 44 件の回答を求めた。

なお、本項における財産番号は、部局名に基づき、同一施設内における複数の財産を集約する目的で付したものであり、県の公有財産台帳や固定資産台帳で用いている番号とは異なるものである。

アンケートの実施対象となった総務部所管の 19 件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
総務-01	旧看護大学（山林）	総務課
総務-02	旧看護大学（宅地）	総務課
総務-03	旧下本多町公舎	管財課
総務-04	旧企業局小松道路用地	管財課
総務-05	旧金沢競馬場第 1 駐車場	管財課
総務-06	旧金沢教育事務所	管財課
総務-07	旧県庁裏三角地	管財課
総務-08	旧広坂公舎（B）	管財課
総務-09	旧鹿西高等学校教職員公舎	管財課
総務-10	旧七尾商業高等学校（小島町）（公衆用道路）	管財課
総務-11	旧七尾商業高等学校（小島町）（宅地）	管財課

財産番号	名称	所管課
総務-12	旧宿泊所	管財課
総務-13	旧石川森林管理署	管財課
総務-14	旧石川森林管理署庁舎	管財課
総務-15	旧南分室前面道路用地	管財課
総務-16	旧本多町公舎（E）	管財課
総務-17	旧本庁舎自動車整備室	管財課
総務-18	旧本庁舎第2南分室	管財課
総務-19	教室棟（旧校舎）	管財課

アンケートの実施対象となった健康福祉部所管の14件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
健康-01	旧宇出津保健所所長公舎建設用地	厚生政策課
健康-02	旧輪島保健所宇出津支所	厚生政策課
健康-03	旧ブロック作業棟	障害保健福祉課
健康-04	旧管理棟	障害保健福祉課
健康-05	旧教室棟	障害保健福祉課
健康-06	旧訓練棟	障害保健福祉課
健康-07	旧穴水牧場倉庫	障害保健福祉課
健康-08	旧車庫	障害保健福祉課
健康-09	旧女子棟	障害保健福祉課
健康-10	旧精育園	障害保健福祉課
健康-11	旧精育園公舎	障害保健福祉課
健康-12	旧男子棟	障害保健福祉課
健康-13	社会福祉会館	石川中央保健福祉センター
健康-14	ウェルフェアテックハウス石川	リハビリテーションセンター

アンケートの実施対象となった生活環境部所管の4件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
生活-01	岩間休憩所	自然環境課
生活-02	新岩間温泉園地便所	自然環境課
生活-03	木ノ浦健民休暇村野営場	自然環境課
生活-04	中宮温泉野営場	自然環境課

アンケートの実施対象となった観光戦略推進部所管の3件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
観光-01	旧漁業研修センター（山林）	観光企画課
観光-02	旧漁業研修センター（宅地）	観光企画課
観光-03	旧漁業研修センター（畑）	観光企画課

アンケートの実施対象となった土木部所管の6件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
土木-01	旧手取川堤防用地	河川課
土木-02	旧飯田高等学校	河川課
土木-03	旧防波堤	港湾課
土木-04	旧光ヶ丘公営住宅	建築住宅課
土木-05	県央土木総合事務所庁舎（移転前）	県央土木総合事務所
土木-06	旧七尾港湾用地	七尾港湾事務所

アンケートの実施対象となった農林水産部所管の13件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
農林-01	旧運動広場	畜産振興・防疫対策課
農林-02	いしかわ農業公園（仮称）	農業基盤課
農林-03	旧高性能林業機械保管庫	森林管理課
農林-04	鹿磯漁港・旧第1防波堤	水産課
農林-05	鹿磯漁港・旧第2防波堤	水産課
農林-06	蛸島漁港・旧第1防波堤	水産課
農林-07	旧大崎圃場	農林総合研究センター
農林-08	ふれあい温室	農林総合研究センター
農林-09	ふれあいの家	農林総合研究センター
農林-10	ふれあいセンター	農林総合研究センター
農林-11	水産総合センター生産部旧能登島事業所（公衆用道路）	水産総合センター
農林-12	水産総合センター生産部旧能登島事業所（山林）	水産総合センター

財産番号	名称	所管課
農林-13	水産総合センター生産部旧能登島事業所（宅地）	水産総合センター

アンケートの実施対象となった教育委員会所管の15件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
教育-01	旧珠洲実業高等学校	庶務課
教育-02	旧艇庫	庶務課
教育-03	旧能都北辰高等学校寄宿舎	庶務課
教育-04	旧能都北辰高等学校小木分校（雑種地）	庶務課
教育-05	旧能都北辰高等学校小木分校（宅地）	庶務課
教育-06	旧能都北辰高等学校小木分校通学道路	庶務課
教育-07	旧輪島実業高等学校	庶務課
教育-08	旧輪島実業高等学校貸付地	庶務課
教育-09	能登青翔高等学校生和園農場・小屋貸付地	庶務課
教育-10	旧女子専門学校棟	庶務課
教育-11	困障（旧校長公舎）	庶務課
教育-12	能登高等学校生和園農場	庶務課
教育-13	旧飯田高等学校教職員公舎	庶務課
教育-14	生涯学習センター（旧石川厚生年金会館）	生涯学習センター
教育-15	カーポート等 他 23 件	教育センター（廃止）

アンケートの実施対象となった公安委員会所管の8件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
公安-01	旧粟津温泉職員共同宿舎	警察本部会計課
公安-02	旧粟津温泉職員共同宿舎物置 1	警察本部会計課
公安-03	旧粟津温泉職員共同宿舎物置 2	警察本部会計課
公安-04	旧職員共同宿舎（浮城町）	警察本部会計課
公安-05	旧茨木分室隣接道路用地	警察本部会計課
公安-06	旧野田独身寮	警察本部会計課
公安-07	交通機動隊旧庁舎	警察本部会計課
公安-08	旧八田駐在所	警察本部会計課

## ウ 県提供資料のアンケート

アンケートの実施対象となった 44 件の公有財産について、本項における財産番号を地区名に基づき付している。このうち、加賀地区における 6 件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
加賀-01	廃道敷地（小松市上荒屋町）	監理課
加賀-02	廃道敷地（能美市徳山町）	監理課
加賀-03	旧鶴来高等学校教職員公舎	庶務課
加賀-04	伏見・高橋川関連用地（A）	安原・高橋川工事事務所
加賀-05	山中交番（残地）	警察本部会計課
加賀-06	旧鶴の和荘	警察本部会計課

金沢地区における 9 件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
金沢-01	旧武蔵ヶ辻交番	警察本部会計課
金沢-02	伏見川関連用地	河川課
金沢-03	犀川廃川敷地	監理課
金沢-04	廃道敷地（金沢市北袋町）	監理課
金沢-05	廃道敷地（金沢市宮野町東部）	監理課
金沢-06	廃道敷地（金沢市鞆筒町）	監理課
金沢-07	歴史博物館収蔵庫（計量検定所）	文化振興課
金沢-08	旧岸川町職員宿舎	警察本部会計課
金沢-09	米泉職員住宅	人事課

能登地区における 29 件の財産は以下のとおりである。

財産番号	名称	所管課
能登-01	津幡用地	管財課
能登-02	旧津幡警察署職員公舎 13 号	警察本部会計課
能登-03	旧押水放牧場（宝達志水町・かほく市）	農林総合研究センター
能登-04	旧富来高等学校教職員公舎	庶務課
能登-05	旧中島高等学校教職員公舎	庶務課
能登-06	旧七尾工業高等学校	庶務課
能登-07	旧輪島警察署職員公舎 9 号	警察本部会計課
能登-08	旧輪島警察署職員公舎 10 号	警察本部会計課
能登-09	旧町野高等学校	庶務課

財産番号	名称	所管課
能登-10	旧能登青翔高等学校教職員公舎	庶務課
能登-11	松波川廃川敷地	監理課
能登-12	旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎	奥能登総合事務所
能登-13	紀の川廃川敷地	監理課
能登-14	旧中島高等学校教職員公舎	庶務課
能登-15	旧能都北辰高校小木分校教職員公舎（その1）	庶務課
能登-16	旧能都北辰高校小木分校教職員公舎（その2）	庶務課
能登-17	旧能都北辰高校小木分校教職員公舎（その3）	庶務課
能登-18	旧門前高等学校教職員公舎	庶務課
能登-19	旧輪島実業校長・旧輪島高教職員公舎	庶務課
能登-20	旧県立大学附属経営農場	総務課
能登-21	旧輪島実業高等学校教職員公舎	庶務課
能登-22	旧七尾高等学校教職員公舎	庶務課
能登-23	旧穴水高等学校教職員公舎	庶務課
能登-24	白帆台ニュータウン残地	建築住宅課
能登-25	中能登土木総合事務所所長公舎	中能登土木総合事務所
能登-26	奥能登土木総合事務所所長公舎	奥能登土木総合事務所
能登-27	旧大谷狼煙珠洲線珠洲市折戸町内道路敷	道路整備課
能登-28	能登北部保健福祉センター所長公舎	奥能登総合事務所
能登-29	旧内浦柳田線能登町上町地内道路敷	道路整備課

### ③ 追加で検証対象とした公有財産

財産単位のアンケートの実施対象ではないが、ヒアリングや所管課単位のアンケート結果等に基づき、包括外部監査人が追加で検証する必要があると判断した公有財産は以下の16件である。

財産番号	名称	所管課
追加-01	職員第2独身寮	人事課
追加-02	格技場	人事課
追加-03	第二体育館	人事課
追加-04	泉野公舎	管財課
追加-05	能登島職員住宅	水産課
追加-06	能登畜産センター公舎	農林総合研究センター
追加-07	東部車両基地	道路整備課
追加-08	珠洲フレッシュ施設（ウェルネス施設部分）	公園緑地課
追加-09	石動山資料館	公園緑地課
追加-10	堀町団地	建築住宅課
追加-11	久手川団地	建築住宅課
追加-12	金沢教育事務所	金沢教育事務所
追加-13	鶴来公舎2号	警察本部会計課
追加-14	鶴来公舎3号	警察本部会計課
追加-15	職員公舎2号	警察本部会計課
追加-16	能登旭荘	警察本部会計課



(2) 抽出した公有財産に関する監査手続

① 現地視察を実施した公有財産の一覧

現地視察を実施した公有財産は以下の 28 件である。

財産番号	名称	所管課
追加-02	格技場	人事課
追加-03	第二体育館	人事課
能登-01	津幡用地	管財課
能登-20	旧県立大学附属経営農場	総務課
能登-12	旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎	奥能登総合事務所
加賀-01	廃道敷地（小松市上荒屋町）	監理課
加賀-02	廃道敷地（能美市徳山町）	監理課
金沢-03	犀川廃川敷地	監理課
金沢-04	廃道敷地（金沢市北袋町）	監理課
金沢-05	廃道敷地（金沢市宮野町東部）	監理課
金沢-06	廃道敷地（金沢市鞆筒町）	監理課
能登-11	松波川廃川敷地	監理課
能登-13	紀の川廃川敷地	監理課
追加-07	東部車両基地	道路整備課
金沢-02	伏見川関連用地	河川課
追加-08	珠洲リフレッシュ施設（ウェルネス施設部分）	公園緑地課
追加-09	石動山資料館	公園緑地課
追加-10	堀町団地	建築住宅課
追加-11	久手川団地	建築住宅課
加賀-04	伏見・高橋川関連用地（A）	安原・高橋川工事事務所
農林-02	いしかわ農業公園（仮称）	農業基盤課
農林-08	ふれあい温室	農林総合研究センター
農林-09	ふれあいの家	農林総合研究センター
農林-10	ふれあいセンター	農林総合研究センター
能登-03	旧押水放牧場（宝達志水町・かほく市）	農林総合研究センター
教育-01	旧珠洲実業高等学校	庶務課
教育-13	旧飯田高等学校教職員公舎	庶務課
能登-18	旧門前高等学校教職員公舎	庶務課

② 現地視察を実施した公有財産に対する監査手続

現地視察を実施した公有財産の具体的な抽出基準は後述するが、概要は以下のとおりである。

- ・利活用の可能性があるかどうか
- ・境界の確定が適切に実施されているか
- ・不法占有が行われていないかどうか
- ・老朽化の度合いがどの程度であるか

③ 現地視察を実施しなかった公有財産に対する監査手続

財産単位のアンケートに、「すべて売却済み」、「貸付け中」等記載されているものについては、売却や貸付けに係る契約書等の文書を閲覧した。また、「無道路地」、「がけ地」等とだけ記載があるものについては、所管課からヒアリングを行い、具体的な状況の把握を実施した。

### (3) 事務に関する監査手続

#### ① 取得

「1. 概要(2) 事業用資産の増減内容」で示した「主な増加」のうち、「新規有償取得」又は「一部増加有償取得」とある公有財産について、取得に係る契約書等の文書を閲覧した。

#### ② 処分

「1. 概要(2) 事業用資産の増減内容」で示した「主な減少」として記載する程度の売却取引が検出されなかったため、財産単位のアンケートで売却済みと回答があった財産について、売却に係る契約書等の文書を閲覧した。

一般競争入札に付されている土地について、入札されてからの経過年数等を把握し、長期間不落となっている土地がないかどうか確かめた。

#### ③ 分類換、所管換、所属換

「2. 監査要点別の指針(1) 未利用、低利用の公有財産の抽出」で示した公有財産に関して、分類換、所管換、所属換の必要性に留意しながら検証を行った。

#### ④ 普通財産の貸付け又は行政財産の使用許可

「2. 監査要点別の指針(1) 未利用、低利用の公有財産の抽出」で示した公有財産のうち、貸付け又は使用許可されているものに関して、契約書等の文書を閲覧した。また、貸付料又は使用料の計算方法を把握し、貸付料又は使用料水準の妥当性の検証を実施した。

#### ⑤ 公有財産に係る台帳の整備

所管課単位のアンケートにおいて公有財産台帳の保管状況を把握した。財産単位のアンケートにおいて公有財産台帳の提出を求め、固定資産台帳の記載内容との比較検討を実施した。

#### ⑥ 公有財産の老朽化、陳腐化に関する情報の把握

公共施設等の耐震改修状況に関する県提供資料を閲覧し、調査内容の把握を実施した。

## 第5 監査の結果

### 1. 総括事項

#### (1) 公有財産の管理体制

県は、利用見込みのない財産を把握しているものの、調査時点が古いため現状把握が十分でないように考えられる。

公有財産のうち、少なくとも土地及び建物については、その将来像について売却、有償貸付け、無償貸付け、譲渡<sup>40</sup>、県の他の課に所管換又は所属換した上での使用（以下「他課使用」という。）、現状維持等に分類し、管理する必要がある。そのためには、所管課ごとに状況把握を行った上で、協議会、委員会等の会議体を設置し、利活用や売却等の処分を検討できる体制を整備する必要がある。

#### (2) 境界が不明確な土地の取扱い

「県有地境界標柱設置要領について（以下「境界要領」という。）」により、県有地とそれ以外の土地との境界を明確にする旨規定されている。しかし、現地視察の結果、境界が明確にされていない事例があった。

県有地の境界を明確にする必要があるのは理解できるが、境界を明確にするに当たっては、当該土地の測量等が必要となる。未利用地等事業の用に供されていない土地にまで測量による事業費が発生するのは、必ずしも経済的であるとは言い切れない。そこで、境界が不明確で、かつ未利用地等事業の用に供されていない土地に関し、境界を明確にするのと近似した効果が得られる措置をとる必要があると考える。

#### (3) 土地の種目・地目誤り

土地に係る公有財産台帳には種目・地目が登録され、価格改定は、5年ごとにその年の1月1日の現況において、石川県公有財産台帳価格改定要領に定めるところにより行われる。また、固定資産台帳にも地目が登録されている。しかし、現地視察の結果、公有財産台帳における種目・地目や固定資産台帳における地目（以下、まとめて「種目等」という。）と現況とに乖離がある事例があった。

種目等は公有財産台帳の評価額や固定資産台帳の帳簿価額に影響を与える。そのため、種目等と現況を整合させておくことは重要である。種目等と現況との整合性を確認するには、現地視察が効果的である。一方で、公有財産の価格改定のタイミングで、一度にすべての県有地の現地視察を行うのは非現実的であるともいえる。そこで、現地視察を実施するに当たって、何らかの基準を決める必要があるが、基準の一つとして金額基準が考えられる。なお、現地視察の優先順位を付けても問題はないと考えられるが、計画的に、すべての県有地に対して実施する必要があると考える。

---

<sup>40</sup> 譲渡とは、時価よりも低い価額による譲渡と譲与を包含したものである。

#### (4) 土地の無断使用

行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けには一定の事務手続が必要である。しかし、現地視察の結果、事務手続を経ることなく、第三者が使用している事例があった。

土地の無断使用を発見するためには、「(3) 土地の種目・地目誤り」で記載したのと同様、現地視察が効果的であると考ええる。

#### (5) 職員住宅・公舎等の入居率低下

県は行政改革の一環として職員住宅・公舎を減らしている。しかし、ヒアリングの結果、職員の入居率が低い職員住宅・公舎があった。今後も入居率向上が見込めない場合は、職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針に従って、必要に応じて職員住宅・公舎の集約を進める必要がある。

## 2. 特定の公有財産に関しない事項

### (1) 公有財産の管理体制

#### ① 検出事項

県管財課資産活用室は、売り払う土地を選定する際、各所管課に「入札による売却の意向のある土地の調査について」という調査票の作成を依頼し、売却の意向のある土地を把握している。なお、当該調査票では、「狭小、不整形、接道なし、山中など、需要が見込まれない土地の入札は行いません。」と記載がある。県が所有する公有財産の全庁的な状況は、平成 15 年度から平成 22 年度にかけて調査しており、県有財産利活用連絡会議を開催するなどし、把握したということであるが、それ以後、同様の調査が実施されていない。

#### ② 問題点

狭小、不整形、接道なし、山中など、需要が見込まれない土地の利活用又は売却・譲渡与の判断を所管課に依存していることから、利活用や売却等の処分が困難な土地を全庁的にどれくらい所有しているのか状況把握が十分にできていない状況にあると考えられる。

売却等の処分が困難な土地であっても、県に管理責任があるため、放置しておくわけにはいかず、当該土地を取得するため過年度に資金が投入されていることから、有償貸付けによる資金回収が必要である。資金回収ができない場合であっても、無償貸付け、譲渡与、他課使用等に区分し、利活用を検討する必要がある。

#### ③ 意見 01 《土地の利活用状況に関する全庁的な把握》

県管財課資産活用室は、売却が可能な土地を把握するだけでなく、普通財産とされており、かつ売却が困難な土地の情報提供を各所管課に依頼する必要がある。売却が困難な土地の情報提供に当たっては、有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分するのが望ましいか、各所管課の所見も併せて依頼する必要がある。

#### ④ 意見 02 《土地に関する協議会等の設置》

意見 01 で記載したことを踏まえ、土地ごとに、売却、有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持等の将来像を判断する協議会、委員会等の会議体の設置が必要である。開催頻度は、土地の入札手続を実施する回数を踏まえ、最低年 3 回から 4 回程度とするのが望ましいと考えられる。

## (2) 土地開発基金

### ① 検出事項

土地開発基金は、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、昭和 44 年に当時の自治省通達を受けて設置されたものであり、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地を先行取得することを目的としている。現時点で事業化に至っていない土地はなく、土地の先行取得が行われたのは直近で平成 25 年度が最後であり、令和元年度末の土地開発基金の残高は、4,150,718,950 円である。

県の基準地価平均は、令和 2 年に 65,100 円/㎡となっており、37 年前の昭和 58 年と同水準の状況である。

### ② 問題点

令和元年度以外の地価は、平成 4 年度以来、下落が継続していた状況であり、今後、土地価格の大幅な上昇が再び起こる可能性は不透明であるといえる。したがって、土地の先行取得により、地価の上昇を回避する必要性が薄れていると考えられる。

また、土地の先行取得が行われたのは平成 25 年度が最後であり、約 8 年実績がない。平成 25 年度の土地の先行取得に要した資金は、633,167,300 円であり、令和元年度末現在の土地開発基金残高に比べ少額である。

### ③ 意見 03 《土地開発基金の一部取崩し》

県の基準地価平均の推移や過年度の土地先行取得に要した金額等を踏まえて、毎年度末を基準に、土地開発基金の適正な金額水準を算定するようにして、余剰が発生した場合、一般会計に繰り入れることも検討する必要がある。

### 3. 現地視察を実施した公有財産に関する事項

#### (1) 格技場、第二体育館

##### ① 概要・検出事項

名称（財産番号）	格技場（追加-02）、第二体育館（追加-03）
財産の分類	普通財産
所管課	人事課
所在地	金沢市鞍月
面積	追加-02 建物 933.77 m <sup>2</sup> 追加-03 建物 1,139.70 m <sup>2</sup>
取得時期 <sup>41</sup>	追加-02 昭和 53 年 8 月 3 日 追加-03 昭和 57 年 8 月 6 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	追加-02 36,337,000 円 追加-03 68,365,000 円
固定資産台帳帳簿評価額 （令和元年度末）	追加-02 12,353,814 円 追加-03 28,617,867 円
現地視察の実施基準	利用状況や老朽化の度合いを確認するため視察。

当該施設は金沢西高等学校の格技場、体育館として事業の用に供されていたものであるが、金沢西高等学校が移転したことから、県職員が利用しているものである。なお、当該施設は県庁の敷地内にあることから、土地の面積は記載していない。

現地視察を実施した時間は県職員の勤務時間中であり、県職員が利用している様子は実際に見ることはできなかったが、施設内にサークルや同好会の部室があることを確認できた。また、利用状況に関する資料を閲覧したところ、年間を通じて継続的に利用されていることが確認できた。

<sup>41</sup> 固定資産台帳の日付を記載している。特段の注意書きがない限り、以下の公有財産も同様である。





(令和2年10月8日包括外部監査人撮影)

こちらは施設内の照明設備の一部であり、照明の種類は水銀灯とLEDランプがそれぞれ50%程度とのことである。今後、解体や大規模な補修は行わず継続利用する方針であり、設備の光熱費は年間500,000円程度かかっているとのことである。

## ② 問題点

継続利用する方針であるということから、光熱費の削減余地を検討する必要がある。

## ③ 意見04《照明設備の更新》

照明設備をLEDランプに変更する等して、光熱費の削減余地を計画的に検討する必要がある。

## (2) 津幡用地

### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	津幡用地(能登-01)
財産の分類	普通財産
所管課	管財課
所在地	河北郡津幡町北中条
面積	土地 1,890.06 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 40 年 3 月 29 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	7,372,000 円(種目:宅地)
固定資産台帳帳簿価額 (令和元年度末)	65,072,065 円(地目:宅地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。アンケートで「立地条件が良くない」という回答があり、状況確認のため視察。

当該土地は石川工業高等専門学校(以下「石川高専」という。)が設置される際、職員公舎を建てる等の目的で県が取得したものであるが、実際は建築されず、残存しているものである。隣地所有者は石川高専であるが、平成 19 年以降売却交渉の実績はなく、また、石川高専と反対側の隣地には石川高専とは別の所有者がいるようだが、現在使用されている様子がないことから、売却交渉の実績はないとのことである。



(令和2年10月12日包括外部監査人撮影)

写真で分かるとおり、大量の草木が生い茂っている状態であり、人が歩けるスペースが確保されているところ以外はとてもし立ち入ることはできない状況であった。なお、小川やフェンス等で境界は判明した。

## ② 問題点

県として利用の見込みのない財産であるが、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。

また、公有財産台帳の種目、固定資産台帳の地目はともに宅地であるが、宅地としての利活用は困難であると考えられ、当該土地の地目等と現況が整合していない可能性がある。

③ 意見 05 《津幡用地の処分と状況把握》

津幡用地は、県として利用見込みのない土地であるが、売却等の処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

④ 意見 06 《地目等の修正検討》

津幡用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。

### (3) 旧県立大学附属経営農場

#### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	旧県立大学附属経営農場(能登-20)
財産の分類	普通財産
所管課	総務課
所在地	羽咋郡宝達志水町東野他
面積	土地 189,944.91 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 38 年 12 月 20 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	108,586,000 円(種目:敷地、畑、林地、雑種地)
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	1,092,690,240 円(地目:山林、宅地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。アンケートで「境界未確定。また、利活用につき現地自治体との調整が必要。」という回答があり、状況確認のため視察。

当該土地の取得当初は農林水産部の所管であったが、昭和 46 年 4 月に県立農業短期大学附属経営農場用地として、農林水産部から総務部へ所管換された。それ以降、県立農業短期大学、県立農業短期大学を改組した県立大学の附属経営農場用地として利用されてきた。

県立大学の公立大学法人化に伴い、現在の野々市市にある県立大学の附属農場にその機能を移転することになったため、平成 23 年 3 月に農場としての用途を廃止し、当該土地は公立大学法人には移転せず、県有地として保有が継続することとされた。県立大学は公立大学法人化する以前は、総務部に所属していたため、当該土地は所属換により総務課の所管となり、平成 26 年 8 月に、建物、工作物を解体し現在に至る。

ここで、公有財産台帳評価額を種目別に、固定資産台帳帳簿価額を地目別に示すと以下のとおりである。

種目	面積 (㎡)	公有財産台帳評価額 (円)
敷地	38,426.91	18,292,000
畑	139,292.00	84,887,000
林地	7,860.00	3,476,000
雑種地	4,366.00	1,931,000
合計	189,944.91	108,586,000

(出所：公有財産台帳 (土地・集計))

公有財産台帳によると、当該土地は 124 筆に分かれている。

地目	面積 (㎡)	固定資産台帳帳簿価額 (円)
山林	7,860.00	180,780
宅地	182,084.91	1,092,509,460
合計	189,944.91	1,092,690,240

(出所：固定資産台帳から包括外部監査人が集計)

農場としての用途を廃止し、建物、工作物を解体したということであるが、公有財産台帳における地目を見る限り、畑や敷地が占める割合が大きくなっている。また、固定資産台帳における地目は、宅地が大半を占めている。



(令和2年10月13日包括外部監査人補助者撮影)

ここから現地視察の結果を示す。上記は、羽咋郡宝達志水町東野側の入口から撮影した写真であり、イチョウ並木が写っている。当該イチョウ並木は、宝達志水町の公式観光サイトで紹介されている<sup>42</sup>。なお、平成30年7月、令和2年11月に、県が宝達志水町に対し具体的な利活用方法について話を聞いたところ、具体的な利活用方法について見出せていないとの回答であったとのことである。



(令和2年10月13日包括外部監査人撮影)

こちらはイチョウ並木の通路を通り、奥に入っていく途中で撮影したものであり、遠くに境界の一つと思われる木々が写っている。なお、土地の詳細な境界は確定できておらず、境界を確定させるに当たっては、敷地内には多くの認定外

---

<sup>42</sup> <https://www.houdatsushimizu.info/gallery/ichounamiki02> 当該インターネットサイトに令和2年12月27日にアクセスして確認した。

道路、農業用水路跡地といった法定外公共物が存在し、それらの整理を含めると相当な時間とコストを要するとのことである。



(令和2年10月13日包括外部監査人撮影)

さらに奥に進んだところ、立入禁止の看板と動物捕獲用と思われる檻があったため、現地視察はこの時点で完了とした。



## ② 問題点

旧県立大学附属経営農場は、県として利用見込みのない財産であるが、境界が未確定である部分が多く、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。

ただし、イチョウ並木がある部分については、観光資源として利活用する余地があるようにも思われる。

また、公有財産台帳の種目に敷地、畑、雑種地とあるが、当該種目は県立大学が当該土地にあった時点の状況を反映しているものと考えられる。加えて、固定資産台帳の地目の大部分は宅地であるが、宅地としての利活用は困難であると考えられ、当該土地の地目等と現況が整合していない可能性がある。

## ③ 意見 07 《旧県立大学附属経営農場用地の処分と状況把握》

旧県立大学附属経営農場用地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

## ④ 意見 08 《旧県立大学附属経営農場用地の利活用可能性》

旧県立大学附属経営農場用地のうち、イチョウ並木がある部分については、観光資源として利活用する余地があるようにも思われる。宝達志水町との協議を再開し、利活用の方法を検討する必要がある。また、利活用の方法の検討に当たっては、観光企画課等、観光に精通した課の協力を得るのが効率的であると考えられる。

## ⑤ 意見 09 《地目等の修正検討》

旧県立大学附属経営農場用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。

(4) 旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎、旧飯田高等学校教職員公舎

① 概要・検出事項

名称 (財産番号)	旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎 (能登-12) 旧飯田高等学校教職員公舎 (教育-13)
財産の分類	普通財産
所管課	奥能登総合事務所 (能登-12) 庶務課 (教育-13)
所在地	珠洲市宝立町鶴島
面積	能登-12 土地 170.00 m <sup>2</sup> 教育-13 土地 520.59 m <sup>2</sup>
取得時期	能登-12 昭和 48 年 2 月 17 日 教育-13 昭和 61 年 11 月 5 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	能登-12 914,000 円 (種目: 宅地) 教育-13 3,697,000 円 (種目: 敷地)
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	能登-12 1,068,571 円 (地目: 宅地) 教育-13 5,577,750 円 (地目: 宅地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。「権利関係が複雑」という回答があり、状況確認のため視察 (能登-12)。  「現況と公図が一致していない。」という回答があり、状況確認のため視察 (教育-13)。

珠洲市に設置された能登北部保健福祉珠洲地域センターの所長公舎であったが、保健所統合の流れで輪島保健所が本所となったため、当該所長公舎が不要となり、平成 17 年に取り壊し、更地にした。売払いを実施すべく、境界確認を行ったところ、公図と土地の現況が全く整合していなかった。

県が珠洲市に実測結果による公図の修正を依頼したところ、この近辺が広く、公図が土地の現況と整合しておらず、複数の隣地所有者 (民間) との調整が必要であり、権利関係が複雑であることから、県だけとの調整は行えない旨の回答であった。珠洲市が隣地所有者との調整を始めないと、県としてできないことがないため、当該土地処分ができない状況が続いている。



(令和2年10月6日包括外部監査人補助者撮影)

こちらは旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎用地である。境界が未確定であるため、境界標柱等は見当たらなかった。



(令和2年10月6日包括外部監査人補助者撮影)

こちらは旧飯田高等学校教職員公舎用地であり、旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎用地の近隣にある。

② 問題点

旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎、旧飯田高等学校教職員公舎は、県として利用見込みのない財産であるが、境界が未確定である部分が多く、売却等の処分に調整を要すると考えられる。

③ 意見 10 《旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等用地の処分と状況把握》

旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

④ 意見 11 《珠洲市との協議》

県としては、当該用地を処分するためには、珠洲市に働きかけるしかないが、珠洲市としても測量のやり直しは多額のコストが見込まれ、費用対効果の観点から、測量が進んでいないものと考えられる。解決のためには、当該不動産を珠洲市に譲渡するか、等価交換により別の土地を交換取得するプラン等が考えられるが、いずれにせよ、珠洲市と問題認識の再共有を図る必要がある。

(5) 廃道敷地 (小松市上荒屋町)

① 概要・検出事項

名称 (財産番号)	廃道敷地 (小松市上荒屋町) (加賀-01)
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	小松市上荒屋町
面積	土地 125.48 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 40 年 3 月 29 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	507,000 円 (種目: 雑種地)
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	961,804 円 (地目: 雑種地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法占有の有無、利活用の可能性を確認するため視察。

昭和 54 年ごろに廃道とする事務を完了した後、大部分は売却したが、一部が不整形地として残っている状態である。県道 11 号に隣接しており、隣地所有者に対し、平成 18 年に売却の交渉をしたが断られ、その後の交渉は実施されていない。



(令和 2 年 10 月 19 日包括外部監査人補助者撮影)

白線の内側の部分が県有地の大きな位置である。当該土地は隣接建物の裏側の山裾に沿った箇所であり、不法に占有されている様子は見受けられなかった。隣地所有者は過去に事業所を運営していたが、現在は運営していない。

② 問題点

廃道敷地（小松市上荒屋町）は、県として利用見込みのない財産であるが、不整形地であることその他、隣地所有者との交渉が長期間実施されておらず、また、隣地所有者が事業所の運営を中止したこと等も踏まえると、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。

③ 意見 12《廃道敷地（小松市上荒屋町）の処分と状況把握》

廃道敷地（小松市上荒屋町）は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

④ 意見 13《道路区域への編入等》

売却可能性が低いと考えられ、また、県道に隣接していることから、道路区域への編入等を検討する必要がある。

(6) 廃道敷地 (能美市徳山町)

① 概要・検出事項

名称 (財産番号)	廃道敷地 (能美市徳山町) (加賀-02)
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	能美市徳山町
面積	土地 118.21 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 50 年 8 月 20 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	1,389,000 円 (種目: 雑種地)
固定資産台帳帳簿価額 (令和元年度末)	509,603 円 (地目: 雑種地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法 占用の有無、利活用の可能性を確認するため視 察。

県道 22 号に隣接しており、今回の包括外部監査で監査対象となったことから、改めて状況確認を実施したところ、道路区域に編入済みであることが確かめられた。



(令和 2 年 10 月 19 日包括外部監査人撮影)

現地視察の際、県道 22 号から当該土地を通行しないと進入できない私有地があった。また、私有地と県道との間に舗装部分があった。そこで、県の同行者に対し、行政財産でいうところの使用許可手続の実施状況を質問したところ、実施されていないとの回答であった。

## ② 問題点

廃道敷地（能美市徳山町）は、県として利用見込みのない財産として整理されていたが、道路区域に編入され、事業の用に供されている土地となっていた。

公有財産は地方自治法第 238 条第 4 項に基づき、行政財産又は普通財産のいずれに該当するか適切に判断する必要があるが、当該土地は事業の用に供されているにもかかわらず普通財産となっていた。

石川県組織規則第 10 条《土木部の各分課等の分掌事務》によると、道路の維持修繕及び管理に関することは土木部道路整備課の分掌であるが、当該土地は土木部監理課の所管となっていた。

なお、当該土地のうち、舗装部分に関する道路占用許可手続が実施されていなかった。

## ③ 意見 14《廃道敷地（能美市徳山町）の除外》

廃道敷地（能美市徳山町）は、道路区域に編入されていたことから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、状況を確認の上、整理する必要がある。

## ④ 指摘 01《行政財産への分類換》

当該土地は、道路区域に編入済みであり、事業の用に供されていることから、分類換を実施し行政財産に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、行政財産への分類換は完了しているとのことである。

## ⑤ 指摘 02《所属換の実施》

所属換を実施し、当該土地の所管課を土木部道路整備課に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、土木部道路整備課への所属換は完了しているとのことである。

## ⑥ 指摘 03《道路占用許可手続の実施》

当該土地は行政財産であるため、舗装部分に関し、道路占用許可手続を実施する必要がある。なお、本報告書作成時点で、南加賀土木総合事務所において道路占用許可済みとのことである。



## (7) 犀川廃川敷地

### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	犀川廃川敷地(金沢-03)
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	金沢市本江町、御影町
面積	土地 385.67 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和42年12月14日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	6,475,868円(種目:雑種地)
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	8,010,428円(地目:雑種地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法占有の有無、利活用の可能性を確認するため視察。

犀川沿いにある金沢市本江町、御影町に点在する県有地である。県として利用見込みのない土地とのことであるが、公有財産台帳の異動状況を閲覧したところ、隣地所有者等との交渉により、令和元年度や過年度において売却実績があり、また、現在売却交渉中の物件もあるとのことである。



(令和2年10月14日包括外部監査人補助者撮影)

写真は市道に隣接しているが、行き止まりであることから、市道として認定されておらず、いわゆる生活道路とされている県有地であり<sup>43</sup>、自動車が増車されている。



(令和2年10月14日包括外部監査人撮影)

写真は売却交渉中の県有地であるが、自動車が増車されており、また、自動車の横にプレハブ倉庫が置かれている。平成23年に隣地所有者から購入の申し出があり、測量し、平成25年に金額を提示したところ、金額が折り合わず現在に至っている。なお、県の回答によると、隣地所有者は金額さえ折り合えば購入はできるとのことである。

## ② 問題点

犀川廃川敷地は、県として利用見込みのない財産であるが、一部に行き止まりである土地等があり、当該土地の利用者と交渉がなかったこと等も踏まえると、売却等の処分に調整を要すると考えられる。

普通財産である土地の一部に自動車が増車されている。

売却交渉中の土地が、購入予定者に占有され、自動車が増車されたり、プレハブ倉庫が置かれたりしている状況である。

<sup>43</sup> 生活道路とされる普通財産の取扱いについては、「公共的な用途に供される普通財産の取扱いについて（昭和43年3月25日蔵国有第399号）」等を参照のこと。

③ 意見 15 《犀川廃川敷地の処分と状況把握》

犀川廃川敷地は売却実績があるとはいえ、一部に行き止まりである土地等があり、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

④ 意見 16 《県有地の無断利用者への対応》

県有地に自動車を駐車している者に対し、無断利用を行わないよう注意を促す必要がある。また、定期的なパトロール等を実施し、再発防止に努める必要がある。

⑤ 意見 17 《売却交渉の早期化》

隣地所有者に購入意欲があるとはいえ、購入が確定する前から使用されるのは望ましくない状況である。売却交渉を早期に行い適切な対価で売却する必要がある。

(8) 廃道敷地 (金沢市北袋町)

① 概要・検出事項

名称 (財産番号)	廃道敷地 (金沢市北袋町) (金沢-04)
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	金沢市北袋町
面積	土地 221.00 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 46 年 6 月 16 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	1,379,000 円 (種目: 雑種地)
固定資産台帳帳簿価額 (令和元年度末)	4,655,144 円 (地目: 雑種地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法 占用の有無、利活用の可能性を確認するため視 察。

平成 11 年に隣地所有者が購入する意思を示したことから、廃道としたが、結局購入に至らなかった。平成 19 年にも売却交渉があったが、隣地所有者が経営する会社の業績が悪化し白紙となった。県の回答によると、隣地所有者は購入意欲があり、後は金銭面で折り合いがつけば、話はまとまるとのことだが、平成 20 年以降売却交渉はないとのことである。



(令和2年10月14日包括外部監査人撮影)

これは、隣地所有者が建てた倉庫である。県の回答によると、当該倉庫は県有地との境界をまたいでいないとのことである。

② 問題点

売却交渉が長期にわたって実施されていない。

③ 意見 18 《売却交渉の再開》

売却交渉が長期にわたって実施されていないため、隣地所有者の購入意欲が薄れてしまう可能性がある。売却交渉の再開を早期に行う必要がある。

(9) 廃道敷地（金沢市宮野町東部）

① 概要・検出事項

名称（財産番号）	廃道敷地（金沢市宮野町東部）（金沢-05）
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	金沢市宮野町
面積	土地 553.00 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 32 年 12 月 24 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	396,000 円（種目：雑種地）
固定資産台帳帳簿価額 <sup>44</sup> （令和元年度末）	11,648,392 円（地目：雑種地）
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法 占用の有無、利活用の可能性を確認するため視 察。

会社の敷地の一部が当該土地に入り込んでいる状況にある。県は当該会社と平成 7 年と平成 18 年に売却交渉をして以降、売却交渉が実施されていない。平成 6 年以前の社長は県有地であると認識していたが、現在の社長は、前社長とはつながりのない第三者となっており、自社の敷地が県有地であると認識していない状況であることから、売却交渉が進まない状況とのことである。

<sup>44</sup> 実際の取得価額ではなく、再調達価額により評価されている。



(令和2年10月14日包括外部監査人撮影)

白線で囲んだ側溝沿いの細長い土地が県有地の大まかな位置を示しており、当該会社が県有地の一部を占有している。現地視察の結果、境界標柱の存在を確認できたが、会社の敷地内への立入りは実施していない。

## ② 問題点

廃道敷地（金沢市宮野町東部）は、県として利用見込みのない財産であるが、一部が会社の敷地として利用されており測量ができない土地である他、当該会社の社長が県有地であると認識していないこと等も踏まえると、売却等の処分に調整を要すると考えられる。

当該会社の社長が県有地であると認識しておらず、当該会社による県有地の一部の占有が長期間となっていること等を勘案すると、法律関係を整理する必要があると考えられる。

## ③ 意見 19《廃道敷地（金沢市宮野町東部）の処分と状況把握》

廃道敷地(金沢市宮野町東部)は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

## ④ 意見 20《法律関係の整理》

法律関係について、法律専門家に相談を行い、適切な対応をとる必要がある。

(10) 廃道敷地（金沢市鞆筒町）

① 概要・検出事項

名称（財産番号）	廃道敷地（金沢市鞆筒町）（金沢-06）
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	金沢市鞆筒町
面積	土地 1,088.00 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 49 年 11 月 15 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	4,274,000 円（種目：雑種地）
固定資産台帳帳簿価額 <sup>45</sup> （令和元年度末）	22,917,632 円（地目：雑種地）
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法 占用の有無、利活用の可能性を確認するため視 察。

平成 7 年頃に当該地域を住宅街として開発したいという要望が不動産業者からあった。検討の結果、開発予定部分を廃道にして、当該不動産業者に対し順次当該土地を売却していったが、開発が中断し、県道 213 号に隣接する部分が残存している状態である。



（令和 2 年 10 月 14 日包括外部監査人補助者撮影）

県道 213 号に隣接し、草木が生い茂っている土地及び住宅街へ進入する際に通行する道路部分が当該土地である。草木が生い茂っている土地には法面の部

<sup>45</sup> 実際の取得価額ではなく、再調達価額により評価されている。



分があり、隣地所有者等に売却するのは困難であるように思える。なお、白い丸で囲んだ電柱は、道路部分に設置されている。



(令和2年10月14日包括外部監査人撮影)

こちらは道路部分であり、生活道路となっているとのことである。県有地に電柱が設置されているため、県は電力会社から電柱敷地料を徴収する必要がある。しかし、県によると、電力会社が当該敷地を市道と誤認し、金沢市に対し電柱敷地料相当額を支払っていたとのことである。

## ② 問題点

廃道敷地（金沢市鞆筒町）は、県として利用見込みのない財産であるが、草木が生い茂っていたり、法面部分が含まれていたりと、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。

法面となっている部分については売却や貸付等による利活用が困難であると考えられる。

県有地に電柱が設置されているにもかかわらず、電柱設置料を徴収できていなかった。

## ③ 意見 21 《廃道敷地（金沢市鞆筒町）の処分と状況把握》

廃道敷地（金沢市鞆筒町）は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

## ④ 意見 22 《道路区域への編入等》

県道に隣接していることから、道路区域への編入等を検討する必要がある。

⑤ 指摘 04 《電柱敷地料の徴収漏れ》

電力会社から電柱敷地料を徴収する必要がある。なお、現地視察後に電力会社へ貸付申請手続を実施するよう調整済みであり、また、民法上の不当利得返還請求権に基づき、過去 10 年分の電柱敷地料の徴収を行う予定とのことである。

## (11) 松波川廃川敷地

### ① 概要・検出事項

名称（財産番号）	松波川廃川敷地（能登-11）
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	鳳珠郡能登町松波
面積	土地 863.00 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 47 年 5 月 2 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	150,000 円（種目：雑種地）
固定資産台帳帳簿価額 <sup>46</sup> （令和元年度末）	3 円（地目：公衆用道路）
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法占有の有無、利活用の可能性を確認するため視察。

町道と認定されている部分は、能登町に無償貸付中である。その他、当該町道に隣接する部分と、草木が生い茂っており、現地に立入りすることが困難な部分がある。



（令和2年10月16日包括外部監査人撮影）

こちらは町道に隣接する部分であるが、隣地所有者のものと思われる石が置かれている。境界標柱が見当たらず、当該石が県有地をまたいで置かれているかどうかは不明である。

<sup>46</sup> 実際の取得価額ではなく、備忘価額により評価されている。

## ② 問題点

松波川廃川敷地は、県として利用見込みのない財産であるが、町道として認定された部分が無償貸付けしていたり、境界が不明確であったりする等、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。

「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要があるが、対応されていない。

## ③ 意見 23 《松波川廃川敷地の処分と状況把握》

松波川廃川敷地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

## ④ 意見 24 《境界の明確化》

「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要がある。しかし、境界の明確化に当たっては、再度の測量等が必要になり、経済性の観点から、必ずしも適切な対応とは言いきれないと考えられる。そこで、法律専門家に相談し、隣地所有者に対する適切な対応を検討する必要がある。

## (12) 紀の川廃川敷地

### ① 概要・検出事項

名称（財産番号）	紀の川廃川敷地（能登-13）
財産の分類	普通財産
所管課	監理課
所在地	珠洲市三崎町
面積	土地 6,614.00 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 47 年 4 月 25 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	3,775,000 円（種目：雑種地）
固定資産台帳帳簿価額 <sup>47</sup> （令和元年度末）	6 円（地目：公衆用道路）
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法占有の有無、利活用の可能性を確認するため視察。

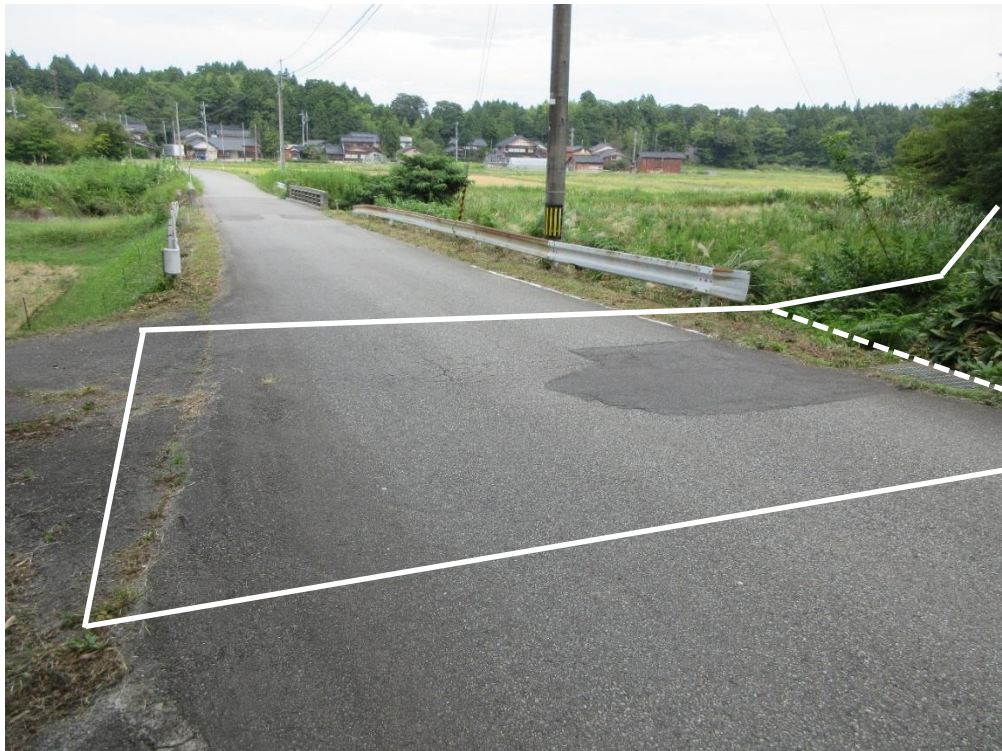
珠洲市三崎町に点在している県有地である。市道と認定されている部分は、珠洲市に無償貸付中である。その他、草木が生い茂っており、現地に立入りすることが困難な部分がある。



（令和 2 年 10 月 16 日包括外部監査人補助者撮影）

県道 28 号に隣接する県有地であり、珠洲市が所有していると思われる防火水槽があった。現地視察後、珠洲市からの貸付申請の有無を確認したところ、貸付申請が行われていなかったとのことであった。

<sup>47</sup> 実際の取得価額ではなく、備忘価額により評価されている。



(令和2年9月17日撮影 県監理課から提供を受けたもの<sup>48</sup>)

白線の部分が県有地の大きな位置であるが、市道とされている道路の一部に県有地があることから、当該県有地を市道の用に供するため珠洲市に無償貸付けしている。盛土構造の道路となっているが、盛土構造としたのは珠洲市とのことである。

## ② 問題点

紀の川廃川敷地は、県として利用見込みのない財産であるが、市道として認定された部分を無償貸付けしていたり、草木が生い茂っていたりする等、売却等の処分に調整を要する土地であると考えられる。

普通財産の貸付けをしようとする場合、原則として総務部長等への合議が必要である（県財規第205条第1項）。しかし、県道28号に隣接する県有地のうち、防火水槽が設置されている部分について、珠洲市から県に対し貸付申請がなされていなかった。

市道の一部とされている土地を県が所有し続けたとしても、県にとって何らかの利点があるとは思えず、無償貸付契約の更新や公有財産台帳の更新等で事務作業に時間を要すると考えられる。

<sup>48</sup> 包括外部監査人及び補助者が現場視察時に撮影した画像は、当該県有地の範囲を示すに当たって不明確な点があったため、県監理課から提供を受けたものである。

③ 意見 25 《紀の川廃川敷地の処分と状況把握》

紀の川廃川敷地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

④ 指摘 05 《貸付申請手続の実施》

県道 28 号に隣接する県有地は普通財産であり、珠洲市が防火水槽を設置しているため、珠洲市に貸付申請手続を実施するよう促す必要がある。なお、現地視察後に珠洲市と貸付契約済みとのことである。

⑤ 意見 26 《紀の川廃川敷地の譲渡与の検討》

市道の一部とされている土地は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 3 条第 1 号にいう「他の地方公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」場合に該当するものと考えられる。したがって、当該土地について、珠洲市に対し、譲与するか、又は時価よりも低い価額で譲渡するかどうか検討する必要がある。

### (13) 東部車両基地

#### ① 概要

名称（財産番号）	東部車両基地（追加-07）
財産の分類	行政財産
所管課	道路整備課
所在地	金沢市木越
面積	建物 1,651.50 m <sup>2</sup> 土地 4,023.12 m <sup>2</sup>
取得時期	建物 昭和 47 年 3 月 31 日、10 月 31 日 土地 昭和 47 年 3 月 1 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	建物 28,361,000 円 土地 55,469,000 円（種目：敷地）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	建物 5 円 <sup>49</sup> 土地 174,718,354 円（地目：宅地）
現地視察の実施基準	耐震化未対応。所管課単位のアンケートで「車両基地のあり方も含めて総合的な検討をしている。」という回答があり、状況確認のため視察。

東部車両基地は除雪車両の保管場所となっている。現在、除雪車両の保管は東部車両基地の他、北陸自動車道の高架下を使用しているところであるが、同自動車道のリニューアル工事に伴い、来年度以降（詳細時期未定）、高架下保管分について、別の保管場所を確保する必要性が生じている。東部車両基地の現在の施設では、これらすべてを収容できないところであり、現在、基地の施設設備のあり方について、重機・資機材の保管方法も踏まえ、道路整備課内で検討している。

<sup>49</sup> 地方公会計における減価償却が完了したことから、備忘価額で記帳している。





(令和2年10月12日包括外部監査人補助者撮影)

東部車両基地の全箇所を視察したが、現時点で緊急に耐震補強が必要な状況にないということから、除雪車両基地としての機能に特段の問題は生じていないものと判断した。したがって、東部車両基地については、指摘、意見として記載すべき事項はない。

#### (14) 伏見川関連用地

##### ① 概要・検出事項

名称（財産番号）	伏見川関連用地（金沢-02）
財産の分類	普通財産
所管課	河川課
所在地	金沢市馬替、金沢市大額
面積	土地 365.90 m <sup>2</sup>
取得時期	平成2年3月22日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	29,401,000 円（種目：宅地）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	51,828,093 円（地目：宅地）
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法占有の有無、利活用の可能性を確認するため視察。

二級河川である伏見川の周辺に点在する用地である。伏見高橋川事業の代替地として、石川県土地開発公社<sup>50</sup>から購入した土地の一部が残存しているものである。



（令和2年10月7日包括外部監査人補助者撮影）

境界標柱等がなく、隣接地との境界が不明確な部分があった。

<sup>50</sup> 平成26年3月31日をもって解散した。



(令和2年10月7日包括外部監査人補助者撮影)

当該土地は河川区域内であることが判明した。



(令和2年10月7日包括外部監査人補助者撮影)

当該土地は隣地所有者に対する売却交渉を継続する方針とのことである。



(令和2年10月7日包括外部監査人補助者撮影)

黒く舗装されている部分が県有地であり、当該地区の町会が使用するごみステーションが設置されている。同町会は、事前に県の了解を得ることなく、平成24年に金沢市に対して、ごみステーション設置の申請を出し、当該土地と当該土地の前の市道にまたがって、ごみステーションを設置した。また、県担当者が図面等を確認したところ、河川区域とされていたことが判明した。



(令和2年10月7日包括外部監査人補助者撮影)

当該土地には伏見川の取水口から取り入れた水を農地に流す馬替用水堰の操作施設が設置されている。

## ② 問題点

伏見川関連用地は、県として利用見込みのない財産であるが、隣地との境界が不明確であったり、河川区域として事業の用に供されていたりするなど、売却等の処分に調整を要すると考えられる。

「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要があるが、対応されていなかった。

公有財産は地方自治法第238条第4項に基づき、行政財産又は普通財産のいずれに該当するか適切に判断する必要があるが、河川区域内にある土地や、用水堰が設置されている土地といった事業の用に供されている土地が普通財産となっていた。

ごみステーションが設置されている県有地は河川区域内であるため、河川区域における占用許可申請手続が必要となるが、なされていない。

## ③ 意見27《伏見川関連用地の処分と状況把握》

伏見川関連用地の隣地との境界が不明確な部分については、処分に調整を要し、また、河川区域にある土地は売却できるものではないから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

## ④ 意見28《境界の明確化》

「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要がある。しかし、境界の明確化に当たっては、再度の測量等が必要になり、経済性の観点から、必ずしも適切な対応とはいえないと考えられる。そこで、県有地である旨の看板を設置し、境界を明確

にするのと近似した効果が得られる措置をとる必要がある。なお、現地視察後に  
県有地である旨の看板を設置済みとのことである。

⑤ 指摘 06 《行政財産への分類換》

河川区域内にある土地や、用水堰施設が設置されている土地は事業の用に供  
されていることから、分類換を実施し行政財産に変更する必要がある。なお、本  
報告書作成時点で、行政財産への分類換は完了しているとのことである。

⑥ 指摘 07 《占用許可申請手続の実施》

河川区域内にある県有地は行政財産であり、同町会がごみステーションを設  
置しているため、河川占用許可の申請手続を実施するよう促す必要がある。なお、  
本報告書作成時点で、同町会は許可申請手続済みとのことである。

## (15) 珠洲リフレッシュ施設

### ① 概要（珠洲リフレッシュ施設を整備した経緯）

県は、奥能登地域リーディング・プロジェクト「奥能登健民ふれあい拠点構想」の一環で、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの拠点となる施設整備として、珠洲市が様々なスポーツ施設を整備していた珠洲市鉢ヶ崎海岸周辺地において、珠洲リフレッシュ施設の整備を計画し、国の地域総合整備事業債を活用することでウェルネス施設を整備することとなった。

一方で、奥能登地域の滞在型観光拠点を目指して、県と珠洲市は協力して「珠洲鉢ヶ崎リゾートゾーン」の整備を進めており、珠洲市からのホテル建設要望を受け、県が整備するウェルネス施設（健康増進施設）の関連事業として、県の財政的援助団体である公益財団法人奥能登開発公社（以下「開発公社」という。）が、一般財団法人地域総合整備財団のふるさと融資等を活用し、ホテル施設をウェルネス施設と合築する方式で、珠洲市が所有する土地に整備したものである。当該整備事業は、平成3年度から平成7年度にかけて実施され、施設の開業は平成8年6月である。ウェルネス施設は「スポーツクラブ・ウェーブ」、ホテル施設は「珠洲ビーチホテル」という名称である。なお、珠洲ビーチホテルは能登半島の先端に位置し、珠洲市内で唯一のリゾートホテルである。

合築された施設のうち、ウェルネス施設部分（建物の6階から8階まで）は県が所有しており、ホテル施設部分（建物の1階から5階まで）は開発公社が所有している。合築された施設のすべてが県有でない理由は、ホテル施設部分の財源の一部にふるさと融資を活用しており、ふるさと融資の対象事業者に地方公共団体が含まれないため等とのことである。

したがって、ホテル施設部分は公有財産に該当しないが、県は開発公社に対し、ふるさと融資等の元利償還金相当額を、補助金として支援していることから、監査対象としている。当該補助金は開発公社の借入金2,503,000,000円の返済と利息の支払いに充当するため、平成8年度から令和2年度にわたり、累計で約3,196,000,000円支出された。なお、借入金の返済は令和2年度をもって完了している。

### ② 概要・検出事項（ホテル施設部分）

開発公社がホテル施設部分を珠洲鉢ヶ崎ホテル株式会社（以下「鉢ヶ崎社」という。）に無償で貸し付けている。鉢ヶ崎社は珠洲市の財政的援助団体であり、珠洲市の持株比率が60.3%、県の持株比率が7.6%となっている。「奥能登健民ふれあい拠点構想」の管理運営方針において、各拠点施設の管理運営は施設が設置される各市町村が行うものとされた。ホテル施設は当該構想の一環として整備されたウェルネス施設の関連事業と位置づけられていることから、鉢ヶ崎社が

管理運営を担当しており、県は鉢ヶ崎社の取締役会や株主総会等を通じて、管理運営のモニタリングを行っている。ホテル施設は、奥能登地域の観光交流拠点として開発公社が建設し、鉢ヶ崎社に無償で貸し付け管理運営するというスキームで、長期的に運営していくことを前提に整備された。なお、貸付契約は県財規第 206 条第 1 項第 5 号を参考として、5 年ごとに更新しており、直近の貸付期間は平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までである。

珠洲市が公表している財政状況資料集から鉢ヶ崎社に関する財務指標を抜粋すると以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
経常損益	7	3	2	▲6	▲13
純資産	▲36	▲32	▲30	▲37	▲51

(出所：平成 26 年度から平成 30 年度までの珠洲市財政状況資料集)

平成 26 年度から平成 28 年度までは経常利益を計上していたが、平成 29 年度以降は経常損失に転落している。また、純資産がマイナスであり、いわゆる債務超過の状況が継続している。鉢ヶ崎社は年度単位の予算を策定しているが、業績が悪化したことから、珠洲市に対し、平成 30 年 12 月に経営改善計画書を提出し、単年度の予算に加えて、今後 5 年間の業績について具体的な年間目標額を設定している状況である。

取締役会は 5 月、6 月、11 月、2 月の年 4 回開催することとしている。なお、取締役会に準じた経営会議等の会議は特段開催していないとのことである。

③ 概要・検出事項（ウェルネス施設部分）

名称（財産番号）	珠洲リフレッシュ施設（ウェルネス施設部分）（追加-08）
財産の分類	普通財産
所管課	公園緑地課
所在地	珠洲市蛸島町
面積	建物 1,649.53 m <sup>2</sup>
取得時期	平成8年3月28日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	504,840,000 円
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	331,391,917 円
現地視察の実施基準	当該施設の運営に関するモニタリングについて、 県がどのように実施しているのか状況確認のため視察。

県がウェルネス施設部分を珠洲市に無償で貸し付け、珠洲市が鉢ヶ崎社を指定管理者として管理協定を結んでいる。ウェルネス施設部分を無償で貸し付ける根拠は、県の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号とのことである。貸付契約はホテル施設部分と同じく5年ごとに更新しており、直近の貸付期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日までである。

スポーツクラブ・ウェーブは珠洲市内で唯一のスポーツクラブであり、利用料は「珠洲鉢ヶ崎ウェルネスセンター設置及び管理に関する条例」という珠洲市の条例により決定されている。ここで、年度単位でスポーツクラブ・ウェーブの延べ利用者数の推移を示すと、以下のとおりである。

（単位：人）

H27d	H28d	H29d	H30d	R1d
31,599	33,966	29,035	25,518	22,070

平成28年度をピークに平成29年度以降減少傾向にあるが、延べ利用者数が減少した最大の原因は子供の利用者が減ったためとのことである。

次に、現場視察の結果を示す。





(令和2年10月2日包括外部監査人補助者撮影)

県が貸し付けている公有財産は施設だけでなく、事務用品、スポーツ用具等の物品も含まれている。物品の棚卸は直近では令和2年3月31日に実施したとのことである。そこで、備品一覧表に基づき検査を実施したところ、以下の事項が検出された。

- ・物品に貼り付けたシール（珠洲市が貼り付けたもの）の文字が薄くなっており備品一覧表との照合が難しい
- ・所在が不明な物品があった
- ・物品の一部が珠洲ビーチホテルの2階で使用されていた
- ・物品の流用に関する覚書は取り交わしていなかった
- ・貸し付けている複数の同種物品の一部が処分された場合、県が貸し付けていたものなのか、あるいは、指定管理者が購入したものなのか判別が難しい事例があった

#### ④ 問題点

##### ア ホテル施設部分の貸付けによる効果検討

ホテル施設は、奥能登地域の観光交流拠点として開発公社が建設したものであることから、奥能登地域全体の観光振興への効果が発現しているかどうか十分に検討する必要がある。県は鉢ヶ崎社の取締役会や株主総会等を通じて、管理運営のモニタリングを行っているとのことであるが、貸付期間中の状況の変化や奥能登地域全体の観光振興への効果に関する情報が十分に整理されていないように思われる。

## イ 鉢ヶ崎社の管理運営

代表取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない（会社法第363条第2項）。したがって、取締役会は少なくとも3か月に1回は開催する必要があるが、開催間隔が3か月を超える場合がある。

業績が悪化している場合、月次損益を早期に把握し、会社幹部に情報共有して対策を立てるため、毎月、経営会議等の会議を行うのが一般的であるが、開催されていない。

## ウ ウェルネス施設部分の貸付けによる効果検討

ウェルネス施設は、奥能登地域のスポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの拠点として県が建設したものであることから、奥能登地域全体の健康増進への効果が発現しているかどうか十分に検討する必要がある。県は鉢ヶ崎社の取締役会や株主総会等を通じて、管理運営のモニタリングを行っているとのことであるが、貸付期間中の状況の変化や奥能登地域全体の健康増進への効果に関する情報が十分に整理されていないように思われる。

## エ 貸付物品の管理

県が珠洲市に貸し付けている物品が適切に管理されていない。

### ⑤ 意見 29 《ホテル施設部分の貸付けによる効果測定》

ホテル施設部分については、長期的に運営していくものであることから、開発公社において、定期的に貸付期間中の状況の変化や奥能登地域全体の観光振興への効果に関する情報を十分に整理する必要がある。

### ⑥ 意見 30 《取締役会の開催頻度》

取締役会を少なくとも3か月に1回開催するよう、株主として求める必要がある。

### ⑦ 意見 31 《取締役会の開催方法》

鉢ヶ崎社が遠隔地に所在すること等により、取締役会の開催頻度を高めることが困難ということであれば、取締役会はウェブ会議等により開催することも許容されていることから（参考：会社法施行規則第101条第3項第1号）、ウェブ会議等による開催を提案する必要がある。

⑧ 意見 32 《経営会議等の開催》

経営会議等を開催するよう、株主として求める必要がある。経営会議等の参加者は、例えば、代表取締役、社外取締役以外の取締役、珠洲ビーチホテルの管理職の従業員等とし、取締役会との差別化を図るため、取締役や監査役を全員招集する必要はないと考えられる。

⑨ 意見 33 《経営会議等の議事録作成》

経営会議等の議事録を作成し、参加しなかった取締役や監査役が議事内容を把握できるようにする必要がある。

⑩ 意見 34 《ウェルネス施設部分の貸付けによる効果測定》

定期的に貸付期間中の状況の変化や奥能登地域全体の健康増進への効果に関する情報を十分に整理する必要がある。

⑪ 意見 35 《貸付物品の管理》

物品の棚卸を珠洲市と指定管理者に任せるのではなく、県も棚卸に立ち会う等して、物品の管理状況を確認する必要がある。なお、当該意見は、公有財産ではなく、物品に関する意見であるが、調査の過程で判明した改善すべき事項であるため記載したものである。

(16) 石動山資料館

① 概要・検出事項

名称(財産番号)	石動山資料館(追加-09)
財産の分類	普通財産
所管課	公園緑地課
所在地	鹿島郡中能登町石動山
面積	建物 248.13 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 48 年 3 月 25 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	6,202,000 円
固定資産台帳帳簿価額 (令和元年度末)	1 円 <sup>51</sup>
現地視察の実施基準	耐震化未対応。利用者が低位で推移しており、状況確認のため視察。

県が所管する能登歴史公園(石動山地区)の一角にある。建設が昭和 48 年と古く、耐震診断は実施済みであるが、改修予定なしとされている。延べ利用者数の推移は以下のとおりである。

(単位:人)

H27d	H28d	H29d	H30d	R1d
538	544	642	583	663

(出所:県公園緑地課から提供されたデータ)

過去 5 年度では令和元年度が最多ではあるが、年度利用者数は 1,000 人を下回る状況が継続している。

<sup>51</sup> 地方公会計における減価償却が完了したことから、備忘価額で記帳している。



(令和2年10月5日包括外部監査人撮影)

現地視察を実施したところ、白い線で囲んだ箇所のように、塗装が剥げて錆が目立つ箇所が散見された。

② 問題点

錆が目立つことにより、来館者が良い印象を持たず、来館者の減少につながる可能性がある。

③ 意見 36 《簡易な補修の実施》

錆を除去した上で、柱に再塗装を行う等、簡易な補修を検討する必要がある。

(17) 県営住宅

① 県全体の状況

加賀地区にある県営住宅の戸数、入居戸数、入居率（令和2年7月1日現在）を示すと以下のとおりである。

自治体名	県営住宅名	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
野々市市	あすなろ	432	338	78.2%
	菅原	292	233	79.8%
	本町	81	65	80.2%
白山市	蕪城	24	18	75.0%
	笠間	21	16	76.2%
	相木	54	44	81.5%
	村井	95	69	72.6%
小松市	川辺	75	54	72.0%
	四丁町	20	17	85.0%
能美市	翠ヶ丘	62	35	56.5%
	藤ヶ丘	10	8	80.0%
	粟生	24	16	66.7%
加賀市	瑞穂	12	11	91.7%
	山代	71	60	84.5%
	菅谷	38	22	57.9%
加賀地区全体		1,311	1,006	76.7%

（出所：県建築住宅課提供のデータ）

金沢地区にある県営住宅の戸数、入居戸数、入居率（令和2年7月1日現在）を示すと以下のとおりである。

自治体名	県営住宅名	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
金沢市	自由ヶ丘	3	3	100.0%
	泉野	15	15	100.0%
	平和町	801	723	90.3%
	円光寺町	81	77	95.1%
	鳴和	83	82	98.8%

自治体名	県営住宅名	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
金沢市	若草	22	20	90.9%
	額	173	134	77.5%
	光ヶ丘	116	108	93.1%
	額新保	87	61	70.1%
	三十苺	108	71	65.7%
	三十苺南	129	87	67.4%
	大桑	252	236	93.7%
	本江	13	13	100.0%
	諸江	121	119	98.3%
	額浦野森	62	45	72.6%
	新神田	137	136	99.3%
	古府	60	58	96.7%
	末	86	59	68.6%
	寺中	123	106	86.2%
	米泉	88	84	95.5%
	泉本町	121	111	91.7%
	金石	26	24	92.3%
	矢木	84	74	88.1%
	畝田	162	131	80.9%
	けやき	99	86	86.9%
法島	12	12	100.0%	
金沢地区全体		3,064	2,675	87.3%

(出所：県建築住宅課提供のデータ)

能登地区にある県営住宅の戸数、入居戸数、入居率（令和2年7月1日現在）を示すと以下のとおりである。

自治体名	県営住宅名	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
内灘町	鶴ヶ丘三丁目	66	39	59.1%
	鶴ヶ丘	128	128	100.0%
	白帆台	30	29	96.7%
津幡町	野山	22	21	95.5%

自治体名	県営住宅名	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 $b/a \times 100\%$
羽咋市	はまなす	24	19	79.2%
	島出	36	30	83.3%
七尾市	南ヶ丘	12	11	91.7%
	奥原	62	45	72.6%
輪島市	堀町	12	10	83.3%
	弥生	24	20	83.3%
	宮川	70	52	74.3%
	久手川	16	7	43.8%
	上野台	66	40	60.6%
珠洲市	若山	32	28	87.5%
能登地区全体		600	479	79.8%
県全体		4,975	4,160	83.6%

(出所：県建築住宅課提供のデータ)

県営住宅のうち、最も入居率が低いのが輪島市にある久手川県営住宅であるため、現地視察の対象とした。また、久手川県営住宅との比較のため、輪島市にある堀町県営住宅も現地視察の対象とした。



② 概要（堀町団地）

名称（財産番号）	堀町団地（追加-10）
財産の分類	行政財産
所管課	建築住宅課
所在地	輪島市堀町
面積	建物 907.80 m <sup>2</sup> 土地 1,697.85 m <sup>2</sup>
取得時期	建物 平成5年7月12日、平成6年3月23日 土地 昭和43年4月10日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	建物 73,078,000 円 土地 13,874,000 円（種目：敷地）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	建物 60,973,790 円 土地 40,505,850 円（地目：宅地） <sup>52</sup>
現地視察の実施基準	入居率が83.3%と輪島市で最も高いことから、久手川県営住宅との比較のため視察。

輪島市の中心部に近い山手にあり、集合住宅の1号棟、2戸1棟の2号棟、3号棟からなる。

<sup>52</sup> 実際の取得価額ではなく、再調達価額により評価されている。



(令和2年10月9日包括外部監査人補助者撮影)

こちらは1号棟である。まず、2号棟及び3号棟も含めて、ポストの名札の有無の確認や敷地を一巡したところ、多くの人が暮らしており、空室は少ないという印象を受けた。また、裏手に居住者用の駐車場があり、不法駐車等の事実は確認されなかった。また、2号棟、3号棟にも、居住者用の駐車場があったが、同様に不法駐車等の事実は確認されなかった。したがって、堀町県営住宅については、指摘、意見として記載すべき事項はない。

③ 概要・検出事項（久手川団地）

名称（財産番号）	久手川団地（追加-11）
財産の分類	行政財産
所管課	建築住宅課
所在地	輪島市久手川
面積	建物 1,070.88 m <sup>2</sup> 土地 1,456.06 m <sup>2</sup>
取得時期	建物 昭和 54 年 10 月 26 日 土地 昭和 54 年 3 月 29 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	建物 39,236,000 円 土地 16,288,000 円
固定資産台帳帳簿価額 <sup>53</sup> （令和元年度末）	建物 19,918,400 円 土地 60,973,790 円（地目：宅地）
現地視察の実施基準	入居率が 43.8%と県内で最も低いことから、状況確認のため視察。

輪島市の中心部から外れており、輪島バイパスに近い場所にある。集合住宅の第1号住宅からなる。



（令和2年10月9日包括外部監査人補助者撮影）

こちらは県営久手川団地の駐車場から撮影したものである。道路を挟んで向こう側に2棟の集合住宅があるが、これは輪島市が運営する市営久手川団地ということである。

<sup>53</sup> 建物及び土地いずれも、実際の取得価額ではなく、再調達価額により評価されている。

市営久手川団地は当該写真に写っていないものも含めると、3棟ある。市営久手川団地の駐車場に駐車されている自動車の台数やポストの名札の状況を遠目に見た限りでは、市営久手川団地は県営久手川団地よりも入居率が高い印象を受けた。

平成8年以前の公営住宅は、比較的収入の高い中堅所得者向けの第1種住宅と、福祉的意味合いの強い低所得者向けの第2種住宅があり、県は第1種住宅、市町は第2種住宅を主に供給してきた。久手川団地は昭和53年に県の第1種住宅と市の第2種住宅を併せもった団地として整備し、平成8年の公営住宅法改正によりこの区分は廃止となり、現在に至っている。

県と輪島市の連携として、輪島市の窓口に久手川団地を含む県営住宅の募集パンフレットを置いたり、問い合わせがあれば空家情報を提供するなど連携をとっているとのことである。加えて、毎年、市町担当者会議を開催し、市町と適宜情報交換を行うとともに、必要に応じて交付金事業のヒアリングの中で市町の公営住宅の入居状況等を確認しているとのことである。



(令和2年10月9日包括外部監査人補助者撮影)

これは県営久手川団地の空室に入り、浴室を撮影したものである。県によると、改修により、県営久手川団地のバリアフリー化を進め、2戸の部屋に風呂を設置したとのことであるが、当該空室には風呂が備え付けられていなかった。風呂は入居者の負担で備え付け、退去時に原状回復する必要があるとのことである。なお、市営久手川団地は風呂を完備しているようである<sup>54</sup>。

<sup>54</sup> [http://ikjc.jp/kouei/e\\_wajima.htm](http://ikjc.jp/kouei/e_wajima.htm) 一般財団法人石川県建築住宅センターのインターネットサイトに令和3年1月3日にアクセスして確認した。

④ 問題点

風呂設備の有無が県営久手川団地と市営久手川団地で異なっていることが、県営久手川団地の入居率が相対的に低い要因となっている可能性がある。

⑤ 意見 37 《県営久手川団地の設備更新》

市営住宅には風呂設備があることから、県営住宅にも風呂設備の設置を行い、入居率を高める必要がある。

(18) 伏見・高橋川関連用地 (A)

① 概要

名称 (財産番号)	伏見・高橋川関連用地 (A) (加賀-04)
財産の分類	普通財産
所管課	安原・高橋川工事事務所
所在地	野々市市押野
面積	土地 462.57 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 54 年 12 月 11 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	12,079,000 円 (種目: 宅地)
固定資産台帳帳簿価額 (令和元年度末)	30,067,050 円 (地目: 宅地)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。境界確定、不法 占用の有無、利活用の可能性を確認するため視 察。

二級河川である高橋川の改修に伴い取得した用地が残存したものである。令和元年 8 月に隣地所有者に対し、文書で売却を打診したが成立には至っていない。今後も打診を継続する方針とのことである。



(令和 2 年 10 月 7 日包括外部監査人補助者撮影)

過年度から電柱が設置されているため、県は電力会社から電柱敷地料を徴収している。当該電柱は当該土地の売却が決まれば電力会社の負担で原状回復する契約となっている。また、境界標柱はなかったが、赤くペンキされた太い釘が境界付近に打ち付けられていることから、境界は確定しているものと判断した。不法占用されている様子も見受けられなかった。したがって、伏見・高橋川関連用地については、指摘、意見として記載すべき事項はない。

(19) いしかわ農業公園（仮称）

① 概要・検出事項

名称（財産番号）	いしかわ農業公園（仮称）（農林-02）
財産の分類	行政財産
所管課	農業基盤課
所在地	金沢市二日市町、花園八幡町、才田町
面積	土地 291,416.00 m <sup>2</sup>
取得時期	平成5年3月19日、平成5年10月7日、 平成6年12月16日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	2,420,658,000 円（種目：公園）
固定資産台帳帳簿評価額 （令和元年度末）	5,169,283,052 円（地目：雑種地、畑）
現地視察の実施基準	取得して以来、暫定利用の状況が継続している。 県議会で将来の利用に関する質疑が多いことから、状況確認のため視察。

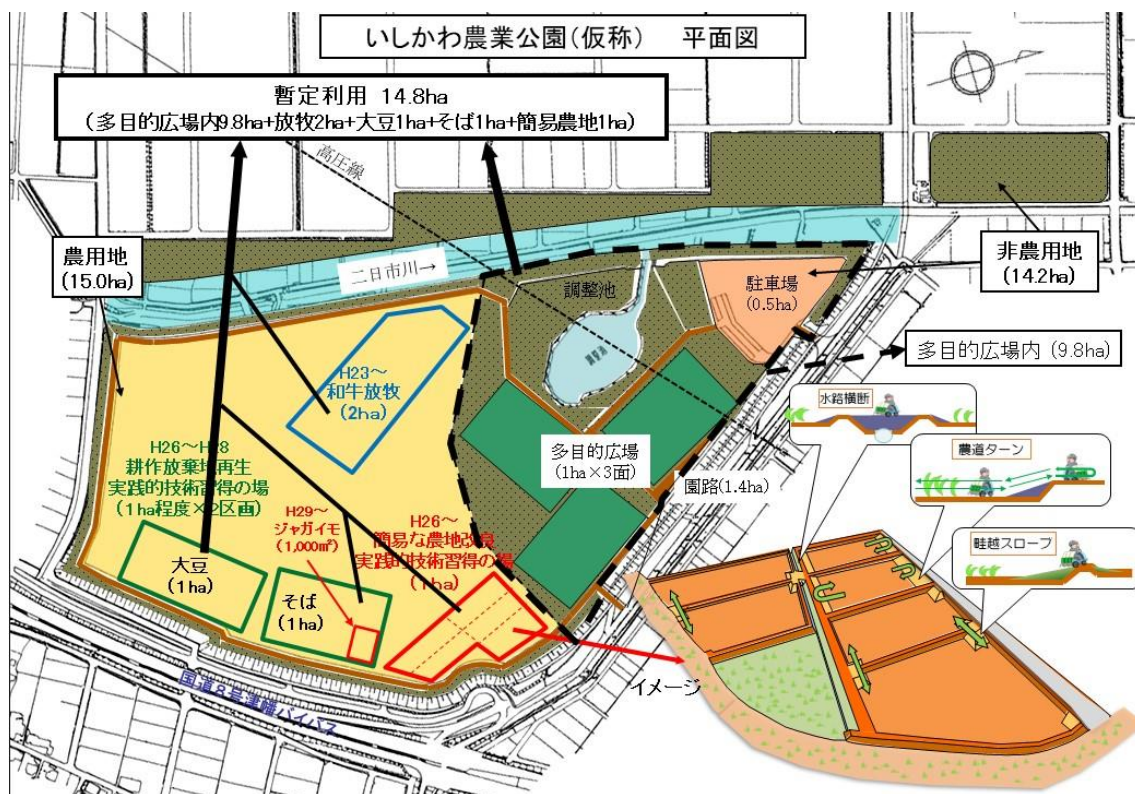
当該土地を取得した目的及び経緯を示すと以下のとおりである。

ア	県が植物公園や農業公園等を整備するため、平成4年度から平成6年度にかけて当該土地を取得した。
イ	平成6年度の県議会での議論を受け、用地の利用について検討委員会を設置した。
ウ	平成7年8月、検討委員会から「いしかわ農業公園（仮称）基本構想」が答申された。
エ	農林水産省の補助事業を活用しながら、基盤造成等の整備を実施し、平成11年3月に造成を完了した。
オ	造成完了後、基本設計に着手する予定だったが、整備をするに当たって、さらに50億円から60億円程度の事業費を要することから、県議会が事業の見直しを求め、計画は凍結した。
カ	平成12年開催の全国スポレク祭の壮年サッカー大会の会場に充てるため、取得した土地のうち非農用地の部分を平成11年度中に多目的広場として整備し、暫定利用が始まった。
キ	いしかわ農業公園（仮称）の基盤造成は農林水産省の補助事業を活用したことから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）が適用され、本格的な利用に当たっては、造成か

	<p>ら8年の間、農業振興を中心とした利用に限定される制約があった。仮に農業振興を中心とした利用以外の利用をする場合は、補助金の返還が必要であった。</p>
ク	<p>キに記載した制約は平成19年3月をもって適用されないこととなったが、農林水産省から農業振興を中心とした利用をしてほしいとの要請があった。一方で、農業振興を中心とした利用方針では県議会の賛同が得られない状況が継続した。</p>
ケ	<p>いしかわ農業公園（仮称）の近隣に津幡バイパスがあるが、平成21年に津幡バイパス事業が完了し、いしかわ農業公園（仮称）へアクセスするに当たっての利便性が向上した。</p>
コ	<p>農用地の一部について、平成7年度からこども農業教室等により暫定利用がされており、平成23年度から和牛の放牧による暫定利用が始まった。</p>
サ	<p>平成26年度から、農用地の一部について、新規就農者や耕作放棄地再生に意欲のある担い手を対象として、農作業の省力化の技術や耕作放棄地再生の方法を実践的に習得する農作業研修を実施する場所としての暫定利用が始まった。</p>
シ	<p>平成29年9月に、いしかわ農業公園（仮称）用地の本格的な利用を求める「県有地いしかわ農業公園（仮称）活用・花園駅新設促進期成同盟会」が、県に要望書を提出した。当該要望があったことや土地の造成後18年が経過していること等を勘案し、農林水産省は、農業振興以外の利用について白紙の状態を検討することに理解を示した。</p>
ス	<p>平成30年度に利用方法を検討するための基礎調査として、土地の地盤、地質の調査、用地測量や高圧線に係る調査（以下「土地の地盤等の調査」という。）を実施した。</p>
セ	<p>土地の地盤等の調査は令和元年3月に完了した。5カ所でボーリング調査を実施したところ、支持地盤までの深さが約60から70mと非常に深いところにあることや、高圧線付近では地上から約9mの高さまでしか利用できないことなどが確認され、用途を考えていく上で大きな制約があることが判明した。</p>
ソ	<p>平成31年度にどのような用途での利用が可能かどうかを検討する利活用調査を開始した。現在は諸条件を整理してどのような利用が可能なのか、引き続き調査し、着実に検討を進めている状況となっている。</p>

次に、いしかわ農業公園（仮称）の暫定利用の状況を次頁で図に示す。





(出所：県農業基盤課から提供されたデータ)

1ha=10,000 m<sup>2</sup>であるから、取得した用地 291,416 m<sup>2</sup>のうち約 140,000 m<sup>2</sup>が暫定利用されていることになる。また、多目的広場と農作業研修によるいしかわ農業公園（仮称）の延べ利用者数の推移は以下のとおりである。

- ・多目的広場の延べ利用者数

(単位：人)

H27d	H28d	H29d	H30d	R1d
19,780	16,850	8,706	7,040	10,984

- ・農作業研修は平成 27 年度から令和元年度まで平均 22 人の受講

(出所：県農業基盤課から提供されたデータ)

多目的広場の利用者が減っているのは、芝生養生のため、3面のコートのうち順次1面のコートの利用を休止しているためである。

ところで、いしかわ農業公園（仮称）に関する経緯をみると、「いしかわ農業公園（仮称）基本構想」が平成7年8月に答申されたが、それ以降、本格的な利用に関する基本構想が示されていないかのような印象を受ける。この点、農林水

産省から、平成 19 年 3 月をもって補助金適正化法による制約が適用されなくなった後も、農業振興を中心とした利用をしてほしい旨の要請が継続していることから、県の執行機関が新たな基本構想を示すことが困難であったともいえる。また、県議会は、県の意思を決定する機能及び県の執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。したがって、県議会が、県の執行機関が示した農業振興を中心とした利用方針について、批判的に検討し、検討の結果、当該利用方針に賛同しなかったことは、監視機能を発揮したことに他ならないと考える。

ここで、「石川県議会 議会中継・会議録検索システム」というインターネットサイトで「農業公園」というキーワードを入力し、平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日開始年度）以降を対象に、いしかわ農業公園（仮称）の利用に関する県の執行機関と県議会議員の質疑応答に関する会議録を抽出した結果を示す。なお、本報告書作成時点で、令和 2 年 12 月議会までの会議録が収録されており、抽出の対象は定例会だけでなく、各種の委員会も対象とした。

No.	定例会又は委員会の名称
1	平成 22 年 9 月第 4 回定例会－ 9 月 8 日・02 号
2	平成 23 年 6 月 24 日総務企画委員会－ 6 月 24 日・01 号
3	平成 23 年 6 月第 3 回定例会－ 6 月 22 日・04 号
4	平成 25 年 2 月第 1 回定例会－ 2 月 27 日・02 号
5	平成 25 年 3 月 18 日環境農林建設委員会－ 3 月 18 日・01 号
6	平成 25 年 5 月 28 日総務企画委員会－ 5 月 28 日・01 号
7	平成 25 年 9 月第 3 回定例会－ 9 月 13 日・02 号
8	平成 26 年 7 月 17 日環境農林建設委員会－ 7 月 17 日・01 号
9	平成 26 年 11 月 20 日環境農林建設委員会－ 11 月 20 日・01 号
10	平成 26 年 12 月 12 日予算委員会－ 12 月 12 日・01 号
11	平成 29 年 4 月 26 日総務企画県民委員会－ 4 月 26 日・01 号
12	平成 29 年 6 月 28 日総務企画県民委員会－ 6 月 28 日・01 号
13	平成 29 年 6 月第 2 回定例会－ 6 月 20 日・03 号
14	平成 29 年 9 月第 3 回定例会－ 9 月 12 日・02 号
15	平成 30 年 2 月 13 日予算委員会－ 2 月 13 日・01 号
16	平成 30 年 6 月 14 日予算委員会－ 6 月 14 日・01 号
17	平成 30 年 9 月第 4 回定例会－ 9 月 11 日・02 号
18	令和元年 6 月第 3 回定例会－ 6 月 18 日・04 号

抽出した会議録を閲覧したところ、要望書が提出され、農林水産省が農業振興以外の利用について白紙の状態を検討することに理解を示した平成29年9月以前のものは、暫定利用を継続していく旨の記述があったのみであった。一方で、平成29年9月以降のものは、土地の地盤等の調査に関する記述があったが、県の執行機関から具体的な基本構想が示されたような記述はなかった。

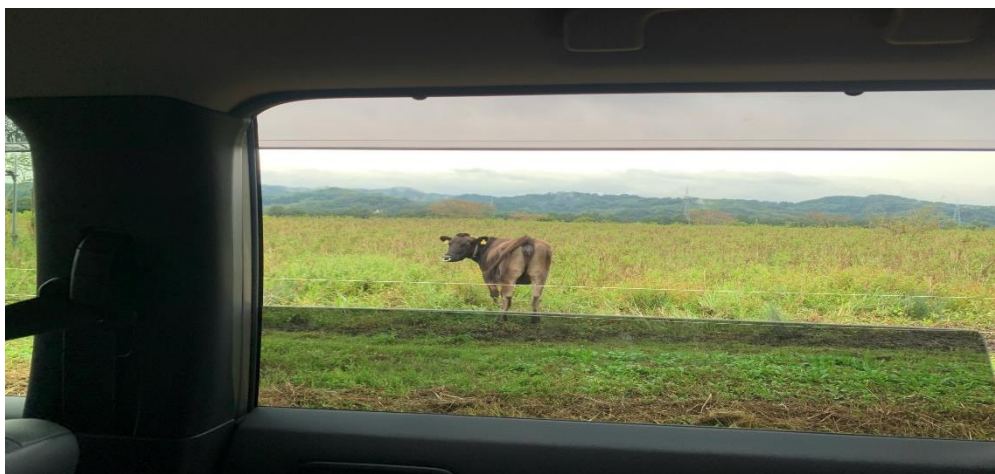
今後は、取得した土地の有効活用に向け、新型コロナウイルスの流行等による社会経済情勢の変化も踏まえつつ、できる限り早期に具体的な検討が進むことを期待したい。

次に、現地視察の結果を記載する。



(令和2年10月8日包括外部監査人撮影)

いしかわ農業公園（仮称）は徒歩で移動するには広大であるため、感染防止対策を徹底した上で、県の公用車に同乗して現地視察を実施した。こちらは、農作業研修を実施する場所を撮影したものである。新型コロナウイルスの影響で、研修は農用地でない場所で実施されたとのことである。



(令和2年10月8日包括外部監査人撮影)

放牧されている和牛を撮影したものである。



(令和2年10月8日包括外部監査人撮影)

白い丸で囲んだ箇所が調整池及びその周辺の一部であるが、草木が生い茂っており、調整池の機能が低下しているかのような印象を受けた。



(令和2年10月8日包括外部監査人撮影)

駐車場から多目的広場の C コートを撮影したものであるが、白い四角で囲んだ箇所が高架線の一部である。

## ② 問題点

調整池の機能が低下している可能性があることから、調整池の浚渫等を行い、調整池の機能を回復させる必要がある。

## ③ 意見 38 《いしかわ農業公園（仮称）における調整池の管理》

調整池の機能が低下している場合は、浚渫等を行い、調整池の機能を回復させる必要がある。

(20) ふれあい温室、ふれあいの家、ふれあいセンター

① 概要・検出事項

名称（財産番号）	ふれあい温室（農林-08） ふれあいの家（農林-09） ふれあいセンター（農林-10）
財産の分類	行政財産
所管課	農林総合研究センター
所在地	金沢市才田町
面積	建物 235.70 m <sup>2</sup> （農林-08） 建物 243.95 m <sup>2</sup> （農林-09） 建物 503.86 m <sup>2</sup> （農林-10）
取得時期	平成 2 年 3 月 29 日（農林-08） 昭和 63 年 6 月 30 日（農林-09） 平成 4 年 10 月 9 日（農林-10）
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	17,844,000 円（農林-08） 9,116,000 円（農林-09） 70,762,000 円（農林-10）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	3,468,150 円（農林-08） 1 円（農林-09） 21,160,279 円（農林-10）
現地視察の実施基準	平成 18 年度の包括外部監査報告書で「ふれあい温室について、近い将来廃止を検討している。」という回答があったが、現存していることから状況確認のため視察。

農林総合研究センターの農業試験場の一角に、県民のふれあいの場として設置された施設で、ふれあい温室、ふれあいの家、ふれあいセンター（以下、本項においてそれぞれ「温室」、「家」、「センター」という。）は次のように紹介されている。

施設名	紹介内容
温室	日頃見ることの少ない熱帯果樹や季節の新しい花を展示しています。
家	農産物の加工研修を通じて豊かな食生活を推進するとともに生産者と消費者相互の理解を深める施設です。

施設名	紹介内容
センター	農業総合試験場を訪れた人々の休憩施設です。花や緑に囲まれて、ゆっくりとくつろぐことができます。

(出所：県が作成したパンフレット)

平成 18 年度の県包括外部監査報告書に記載されている平成 17 年度における温室、家、センターの延べ利用者数と平成 27 年度から令和元年度までの延べ利用者数の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：人)

	H17d	H27d	H28d	H29d	H30d	R1d
温室	3,268	3,612	2,591	2,092	3,080	1,808
家	2,924	3,235	2,451	1,983	2,847	1,785
センター	958	836	810	739	663	638

(出所：県農林総合研究センターから提供されたデータ)

令和元年度に至って落ち込みが激しくなっている。特に、家は農産物の加工研修が 12 月から翌年 3 月の冬季に集中するため、新型コロナウイルスの影響を受けたとのことである。



(令和 2 年 9 月 25 日包括外部監査人撮影)

これは温室を撮影したものであるが、現在は温度を一定に保つ機能は失われていることから、熱帯果樹は育成されておらず、また、季節の新しい花といえるような植物も育成されていないとのことである。

平成 18 年度の包括外部監査報告書における意見に対する措置として、平成 19 年にワーキンググループを立ち上げ、検討した。

農林総合研究センターが毎年行っているイベント事業「ふれあい農研」で実施したアンケートの結果では、交流場所としての温室を利用したいとする意見が 88%と多数を占めたことから、来客の安全を確保しつつ、設備の管理・老朽化対策等大規模な保全・改修工事の予算措置を講じずに、温室を存続することとしたとのことである。



(令和 2 年 9 月 25 日包括外部監査人撮影)

これは家を撮影したものであり、農産物の加工研修が実施される部屋である。奥の方にも部屋があるが、当該部屋は雨漏りがあることから使用禁止となっている。



(令和 2 年 9 月 25 日包括外部監査人撮影)

これはセンターを撮影したものであり、センターの屋内で育成されている植物である。センターは 2 階建てであり、1 階は植物の育成の他、囲炉裏が置かれた部屋等がある。2 階は雨漏りがあることから使用禁止となっている。



② 問題点

温室は温室としての機能を果たしていないことから、石川県公有財産台帳価格改定要領にいう特殊事情による価格の修正を検討する必要があると考えられる。

③ 意見 39 《価格の修正検討》

現状、特殊事情や需給関係による価格の修正は、売却や有償貸付けが決定した時点で実施するということであるが、価格の修正履歴は公有財産台帳に記録されるため、あらかじめ修正しておく必要がある。後に売却や有償貸付けが決定し、対価を決定するに当たって担当者が、改めて詳細な実態調査を実施することなく、効率的に状況を把握できると思われる。

したがって、温度を一定に保つ機能が失われている温室は、特殊事情による価格の修正を検討する必要がある。

## (21) 旧押水放牧場

### ① 概要・検出事項

名称（財産番号）	旧押水放牧場（能登-03）
財産の分類	普通財産
所管課	農林総合研究センター
所在地	かほく市八野、羽咋郡宝達志水町坪山 他
面積	土地 233,224.22 m <sup>2</sup> ( 76,072.00 m <sup>2</sup> ) (かほく市) (157,152.22 m <sup>2</sup> ) (宝達志水町)
取得時期	昭和 38 年 3 月 31 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	55,089,000 円 (種目：牧場) (17,969,000 円) (かほく市) (37,120,000 円) (宝達志水町)
固定資産台帳帳簿価額 <sup>55</sup> (令和元年度末)	5,369,165 円 (地目：原野) (1,597,512 円) (かほく市) (3,771,653 円) (宝達志水町)
現地視察の実施基準	県として利用見込みのない土地。「令和 2 年度中に一部売却」という回答があり、売却未了の区域の状況確認のため視察。

農林総合研究センターの畜産試験場の近隣にあった押水放牧場の跡地であり、かほく市と宝達志水町にまたがって所在している。押水放牧場は平成 15 年 9 月に廃止された。このうち宝達志水町に所在する土地 133,352.22 m<sup>2</sup>は、畜産試験場用地の一部である 2,291.66 m<sup>2</sup>、干草庫等の建物及び牧柵等の工作物と合わせて、令和 2 年 4 月に宝達志水町へ売却された。したがって、現地視察の時点では、かほく市に所在する土地 76,072 m<sup>2</sup>と宝達志水町に所在する土地 23,800 m<sup>2</sup>が押水放牧場の跡地である。

なお、県と宝達志水町との売買契約は県が作成した決裁文書によると、宝達志水町が畜産振興の活性化を目的として取得するものであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当すると判断し、随意契約とされている。なお、「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当する場合とは、最高裁昭和 62 年 3 月 20 日第二小法廷判決（最高裁判所民事判例集 41 巻 2 号 189 頁）によると、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、

<sup>55</sup> 再調達価額で記載されている。

不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」とされている。さらに、該当性を判断するに当たっては、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」とされる。したがって、宝達志水町が畜産振興の活性化を目的として実施された不動産の売買であることから、随意契約によったとしても特段の問題はないものと判断する。

また、売却価額は不動産鑑定士が実施した不動産鑑定に基づくものとなっている。



(令和2年10月1日包括外部監査人撮影)

こちらは、かほく市側の一部であるが、約20,700㎡に、永年牧草が生育していることから、適宜刈取りを行い、管理しているとのことである。



(令和2年10月1日包括外部監査人補助者撮影)

こちらも、かほく市側であるが、畜産試験場から離れ、さらに標高が高い場所である。傾斜地となっていること等から、放牧場以外の用途への転用は難しく、売却の目途が立たない状況にあるとのことである。

なお、公有財産台帳の地目が牧場、固定資産台帳の地目が原野と異なっているが、地目変換表に基づき、公有財産台帳の地目が変換されたものである。

## ② 問題点

旧押水放牧場は、県として利用見込みのない財産であるが、かほく市側については傾斜地であり、放牧場以外の用途への転用が難しいこと等から、売却等の処分に調整を要すると考えられる。

また、公有財産台帳の種目に牧場とあるが、当該種目は当該土地が放牧場であった時点の状況を反映しているものと考えられる。一部、永年牧草が生育している部分があるが、大半が放牧場として利用されていない以上、地目等と現況が整合していない可能性がある。

## ③ 意見 40 《旧押水放牧場用地の処分と状況把握》

旧押水放牧場用地のうち、かほく市側は処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。

## ④ 意見 41 《地目等の修正検討》

旧押水放牧場用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。

## (22) 旧珠洲実業高等学校

### ① 概要

名称（財産番号）	旧珠洲実業高等学校（教育-01）
財産の分類	普通財産
所管課	庶務課
所在地	珠洲市宝立町鵜飼
面積	建物 6,118.71 m <sup>2</sup> 土地 2,279.57 m <sup>2</sup>
取得時期	建物 昭和 46 年 1 月 13 日 <sup>56</sup> 土地 昭和 38 年 10 月 29 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	建物 208,819,000 円 土地 27,712,000 円（種目：敷地）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	建物 16,692,490 円 土地 34,519,201 円（地目：宅地）
現地視察の実施基準	未利用部分について解体するということであるため、状況確認のため視察。

当該財産は平成 22 年に閉校した珠洲実業高等学校の一部である。平成 22 年から平成 29 年までの間は、飯田高等学校宝立校舎として利用されており、平成 25 年には七尾特別支援学校珠洲分校が同校舎内に移転した。平成 29 年の飯田高等学校宝立校舎廃止の際に財産が分割され、七尾特別支援学校と庶務課へそれぞれ所管換されており、庶務課が所管する未使用部分は解体予定である。解体後は、七尾特別支援学校珠洲分校用地として利用されるとのことである。

<sup>56</sup> 建物の取得時期は増改築があり分散しているが、本項では最も古い日付を記載している。



(令和2年10月6日包括外部監査人撮影)

七尾特別支援学校珠洲分校から旧珠洲実業高等学校の体育館へ向かう渡り廊下を撮影したものである。七尾特別支援学校珠洲分校として利用されている部分は耐震化と外壁の修繕等、適切に管理がなされていた。一方、解体予定の部分は立入制限されており、七尾特別支援学校珠洲分校の生徒等が入れないようにしていた。したがって、旧珠洲実業高等学校用地については、指摘、意見として記載すべき事項はない。

(23) 旧門前高等学校教職員公舎

① 概要・検出事項

名称（財産番号）	旧門前高等学校教職員公舎（能登-18）
財産の分類	普通財産
所管課	庶務課
所在地	輪島市門前町館
面積	土地 331.94 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 42 年 4 月 25 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	432,000 円（種目：敷地）
固定資産台帳帳簿価額 <sup>57</sup> （令和元年度末）	3,888,440 円（地目：宅地）
現地視察の実施基準	「立地が悪く、擁壁にヒビがある。」という回答があり、状況確認のため視察。

門前高等学校の教職員公舎を解体し更地にしたものである。



（令和 2 年 10 月 15 日包括外部監査人補助者撮影）

写真の擁壁の上にある土地が当該土地である。「立地が悪く」とアンケートの回答にあり、周辺に住宅が散見されたが、山道のかなり急な坂を登って行き、その途中にある場所で、天気の良い日でも日の当たらない日陰の多い場所であった。土地も湿気が多いと感じるぐらいの状態で、上空を見上げると電線も架かっ

<sup>57</sup> 実際の取得価額ではなく、再調達価額により評価されている。

ていた。奥側に1本の木が残っているが、これを伐採すると擁壁に損傷を与える可能性があるため残されているとのことである。



(令和2年10月15日包括外部監査人補助者撮影)

「擁壁にヒビがある」とアンケートの回答にあったが、写真の白い丸の箇所が一例である。その他、現地の様々な箇所でヒビが確認された。仮に擁壁を修繕する場合、10,000,000円程度要するということである。したがって、当該土地の売却や貸付けは困難であると考えられる。

## ② 問題点

旧門前高等学校教職員公舎は、県として利用見込みのない財産であるが、立地が悪く、擁壁を修繕する必要があること等から、売却等の処分に調整を要すると考えられる。

また、公有財産台帳の種目に敷地とあるが、当該種目は教職員公舎が当該土地にあった時点の状況を反映しているものと考えられる。近隣に住宅が散見されるが、宅地として利用するには擁壁を修繕する必要があることを勘案すると、地目等と現況が整合していない可能性がある。

## ③ 意見 42《旧門前高等学校教職員公舎用地の処分と状況把握》

旧門前高等学校教職員公舎用地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見 01 に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。



④ 意見 43 《地目等の修正検討》

旧門前高等学校教職員公舎用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。

#### 4. 現地視察を実施しなかった公有財産に関する事項

##### (1) 旧看護大学

###### ① 概要・検出事項

名称（財産番号）	旧看護大学（山林）（総務-01） 旧看護大学（宅地）（総務-02）
財産の分類	普通財産
所管課	総務課
所在地	総務-01 かほく市中沼 総務-02 かほく市学園台
面積	総務-01 土地 5,057.00 m <sup>2</sup> 総務-02 土地 160.50 m <sup>2</sup>
取得時期	総務-01 昭和 40 年 4 月 15 日 総務-02 平成 22 年 10 月 18 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	総務-01 63,000 円（種目：林地） 総務-02 7,000 円（種目：宅地）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	総務-01 754 円（地目：山林） 総務-02 31,434 円（地目：宅地）

公立大学法人化した旧県立看護大学の残地であり、未利用になっている。当該土地の県の持分は 18/1,930 で、他の地権者が複数人いる。他の地権者は、かほく市や私人であり、過年度において売却等の交渉を実施したことはない。加えて、地権者に相続等が発生し、現在の地権者の特定が困難である可能性があるとのことである。

###### ② 問題点

未利用であり、当該土地は他の地権者に対し売却することが望ましいと考えられるが、かほく市以外の地権者の特定が困難である。

###### ③ 意見 44 《他の地権者に対する売却》

当該土地が県の事業に利用されないのであれば、接触が比較的容易であると考えられるかほく市等に売却することを検討する必要がある。また、売却の検討に当たっては、管財課等、土地の売却に精通した課の協力を得るのが効率的であると考えられる。

## (2) 旧金沢教育事務所

### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	旧金沢教育事務所(総務-06)
財産の分類	普通財産
所管課	管財課
所在地	金沢市長土堀
面積	土地 33.58 m <sup>2</sup>
取得時期	明治40年10月4日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	3,215,000円(種目:宅地)
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	4,250,268円(地目:宅地)

当該土地は社会福祉法人に対し有償で貸し付けており、当該社会福祉法人が所有する給水管及び雨水排水管が埋設されている。平成23年に売却の交渉をしたが合意を得られなかったため、平成24年4月から有償貸付けとなっている。

直近の貸付料は年間約50,000円とのことであり、石川県行政財産使用料条例の別表に準じて以下のように計算しているとのことである。

$$(\text{当該土地の評価額} / \text{当該土地の面積}) \times \text{使用面積} \times 4\%$$

この式に数値をあてはめると、 $3,215,000 \text{円} \div 33.58 \text{m}^2 \times 14.56 \text{m}^2 \times 4\% \doteq 55,750 \text{円}$ となる。

### ② 問題点

当該土地全体の面積に対する使用面積の割合が小さいことから、当該土地全体を貸し付けた場合に本来県が得るべき貸付料が得られていない。加えて、当該土地全体の面積が極小であるため、不使用部分について別用途での利用が困難である。

### ③ 意見45《使用料見直しの検討》

当該土地に給水管及び雨水排水管が埋設されることにより、当該土地の用途が制限されるのであるから、貸付面積の見直しの余地がないかどうか検討する必要がある。

(3) 旧宇出津保健所所長公舎建設用地、旧輪島保健所宇出津支所

① 概要・検出事項

名称（財産番号）	旧宇出津保健所所長公舎建設用地（健康-01） 旧輪島保健所宇出津支所（健康-02）
財産の分類	普通財産
所管課	厚生政策課
所在地	鳳珠郡能登町藤波
面積	健康-01 土地 293.40 m <sup>2</sup> 健康-02 土地 1,952.71 m <sup>2</sup>
取得時期	健康-01 昭和 56 年 5 月 8 日 健康-02 昭和 53 年 11 月 28 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	健康-01 5,603,000 円（種目：宅地） 健康-02 21,450,000 円（種目：敷地）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	健康-01 3,055,551 円（地目：宅地） 健康-02 20,336,079 円（地目：宅地）

当該土地の周辺は住宅地であり、平成 22 年 3 月まで能登町の防災の倉庫として、能登町に対し無償貸付けが行われていたが、現在は取り壊されている。なお、建物は平成 10 年に旧能都町（現在の能登町）へ譲与したとのことである。過年度に能登町に対する売却交渉を実施したことはあるが、ここ 10 数年は実施されておらず、他の用途での利活用の検討もなされていないとのことである。

なお、当該土地はもともと沼地であり、そこを埋め立てて鉄筋コンクリート造 2 階建ての旧輪島保健所宇出津支所を建設していたとのことである。したがって、当該土地は地盤が相対的に弱いと思われるため、旧輪島保健所宇出津支所建設時に基礎杭を埋めることにより地盤を補強したものと考えられる。

当該基礎杭は現在も残存している。基礎杭の撤去工事について地元説明会を実施したところ、周辺住民からの同意が得られなかったとのことである。

② 問題点

公有財産台帳の種目に敷地とあるが、当該種目は旧輪島保健所宇出津支所が当該土地にあった時点の状況を反映しているものと考えられる。周辺が住宅地であるが、当該土地の地目等と現況が整合していない可能性がある。

③ 意見 46《地目等の修正検討》

旧宇出津保健所所長公舎建設用地、旧輪島保健所宇出津支所の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。

#### (4) 木ノ浦健民休暇村野営場

##### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	木ノ浦健民休暇村野営場(生活-03)
財産の分類	行政財産
所管課	自然環境課
所在地	珠洲市折戸町
面積	建物 471.67 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和49年3月30日、昭和49年5月15日、 昭和49年8月31日、平成5年2月9日、 平成6年8月9日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	28,378,000 円
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	16,318,721 円

県が所管する木ノ浦景観地の一角にある野営場(キャンプ場)であり、セントラルロッジ、トイレ、炊事舎が建てられている。令和2年度から令和6年度の5年間を計画年度とする行政経営プログラム2020で廃止を検討すると明記されている。平成27年度から令和元年度までの利用者数の推移は以下のとおりである。

(単位:人)

H27d	H28d	H29d	H30d	R1d
328	326	266	326	333

(出所:県自然環境課提出のデータ)

利用者数は平成29年度に大きく落ち込んだが、平成30、令和元年度は平成28年度と同水準に回復している。現在のところ行政経営プログラム2020が始まったばかりであり、廃止か継続か何も決定されていない状況である。

##### ② 問題点

計画年度の5年間をすべて検討の期間に当てるとすると、次回の行政経営プログラム更新時までには、廃止か継続かの決定が間に合わない可能性がある。

③ 意見 47 《木ノ浦健民休暇村野営場の存否》

廃止、継続等、パターン別の事業計画を早期に策定し、できる限り早期に存否を決定し、次回の行政経営プログラム更新に影響を及ぼさないように対応する必要がある。

## (5) 中宮温泉野営場

### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	中宮温泉野営場(生活-04)
財産の分類	行政財産
所管課	自然環境課
所在地	白山市中宮
面積	建物 127.04 m <sup>2</sup>
取得時期	平成2年11月30日、平成2年12月6日、 平成4年7月7日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	12,370,000 円
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	12,746,423 円

白山国立公園の一角にある野営場であり、管理棟、トイレ、機械室、ポンプ室が建てられている。令和2年度から令和6年度の5年間を計画年度とする行政経営プログラム2020で廃止を検討すると明記されている。平成27年度から令和元年度までの利用者数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

H27d	H28d	H29d	H30d	R1d
44	59	81	122	52

(出所：県自然環境課提出のデータ)

利用者数は平成30年度に大きく増加したが、令和元年度に半減している。また、令和2年1月に、白山白川郷ホワイトロードで起きた土砂崩れにより通行止めとなっており、徒歩でも行くことが禁止されている状況であり、令和2年5月に、令和2年度の営業が休止と発表された。現在のところ行政経営プログラム2020が始まったばかりであり、廃止か継続か何も決定されていない状況である。

### ② 問題点

計画年度の5年間をすべて検討の期間に当てるとすると、次回の行政経営プログラム更新時までには、廃止か継続かの決定が間に合わない可能性がある。

③ 意見 48 《中宮温泉野営場の存否》

廃止、継続等、パターン別の事業計画を早期に策定し、できる限り早期に存否を決定し、次回の行政経営プログラム更新に影響を及ぼさないように対応する必要がある。



## (6) 旧高性能林業機械保管庫

### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	旧高性能林業機械保管庫(農林-03)
財産の分類	普通財産
所管課	森林管理課
所在地	鳳珠郡穴水町麦ヶ浦
面積	建物 89.10 m <sup>2</sup> 土地 89.10 m <sup>2</sup>
取得時期	建物 平成7年12月25日 土地 昭和63年1月23日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	建物 1,048,000円 土地 9,000円(種目:敷地)
固定資産台帳帳簿価額 (令和元年度末)	建物 1円 <sup>58</sup> 土地 1,692円(地目:山林)

高性能林業機械を県内に普及するため、県で研修用の高性能林業機械を保有することとなり、その保管庫として取得したものである。現在は高性能林業機械の普及が進み、県が保有する機械はなくなってから約10年経過している。昔は車両1台、重機型4台を保有している時代もあったが、近年は保有するというよりはリース・レンタル等により使用するため、当面は保管庫を重機等の保管で使用することはないと考えられる。

現在は県の古い資材が少し置かれているだけであり、他の用途で使用できないか検討している状況である。隣地所有者の資材保管庫としての活用も考えられ、金銭面での折り合いも考えながら、今後、賃貸の要望がないかどうか等の交渉をしていければと考えているが具体的なアクションに至っていないとのことであった。

### ② 問題点

貸付料の見積もりを貸付け候補先に提示していない。

### ③ 意見 49《旧高性能林業機械保管庫の有償貸付検討》

貸付料の見積もりを行い、貸付け候補先に提示する等して、有償貸付契約へ向けて情報を整理する必要がある。なお、本報告書作成時点で、当該建物及び土地の評価額から貸付料を試算し、候補先に提示中とのことである。

<sup>58</sup> 地方公会計における減価償却が完了したことから、備忘価額で記帳している。

## (7) 能登高等学校生和園農場

### ① 概要・検出事項

名称（財産番号）	能登高等学校生和園農場（教育-12）
財産の分類	行政財産
所管課	庶務課
所在地	鳳珠郡能登町柳田
面積	土地 25,573.00 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 26 年 10 月 1 日
公有財産台帳評価額 （令和元年度末）	3,970,000 円（種目：林地）
固定資産台帳帳簿価額 （令和元年度末）	613,752 円（地目：山林）

昭和 26 年に柳田村より寄附を受けたものである。寄附を受けた当時の覚書を閲覧したところ、寄附を受けた学校が廃校した場合等、寄附した土地の返還条項があることが確かめられた。寄附を受けた学校は、旧柳田農業高等学校であるが、当該学校は能登高等学校と統合されたものであり、県は当該条項には該当しないと判断している。また、昭和 46 年度より畜産・営林は本校で実施するよう集約されており、生和園農場の利用はないとのことである。

### ② 問題点

県の事業の用に供されていないにもかかわらず、行政財産となっている。長年未利用の状況が継続している。

### ③ 指摘 08《普通財産への分類換》

財産区分を普通財産に変更する必要がある。

### ④ 意見 50《能登高等学校生和園農場の活用方策等の検討》

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 3 条第 3 号によると、寄附された財産の用途を廃止し、普通財産をその寄附者等に譲渡する際は、譲与又は時価よりも低い価額で譲渡することができることとされていることから、能登町へ譲与又は時価よりも低額で譲渡する選択肢も念頭に入れて、活用方策等を検討していく必要がある。

(8) 旧津幡警察署職員公舎 13 号

① 概要・検出事項

名称 (財産番号)	旧津幡警察署職員公舎 13 号 (能登-02)
財産の分類	普通財産
所管課	警察本部会計課
所在地	河北郡津幡町横浜
面積	土地 150.41 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 54 年 8 月 21 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	2,484,000 円 (種目: 敷地)
固定資産台帳帳簿価額 (令和元年度末)	5,715,580 円 (地目: 宅地)

職員公舎があつたが更地として残存している。周辺土地所有者と調整がとれず、境界確認ができていない状況である。

② 問題点

10 年以上境界が確定できない状況が続いている。

③ 意見 51 《境界確認の実施》

管財課や法律専門家への相談により境界確認を進める必要がある。

## (9) 奥能登土木総合事務所所長公舎

### ① 概要・検出事項

名称(財産番号)	奥能登土木総合事務所所長公舎(能登-26)
財産の分類	普通財産
所管課	奥能登土木総合事務所
所在地	輪島市杉平町
面積	土地 599.48 m <sup>2</sup>
取得時期	昭和 47 年 11 月 20 日
公有財産台帳評価額 (令和元年度末)	12,044,000 円(種目:敷地)
固定資産台帳帳簿評価額 (令和元年度末)	17,213,640 円(地目:宅地)

旧輪島土木事務所(現奥能登土木総合事務所)所長公舎敷地として取得したものである。当該土地は、がけの上にあるため、石川県建築基準条例第5条《がけ付近の建築物》に該当することから、管財課と協議しながら売却の方法を検討中である。県が売却するときに擁壁部分のがけについて、石川県建築基準条例第5条の要件を満たした上で売却すべきか、それとも買主側の責任で要件を満たすべきものなのか等を含めて検討中である。

奥能登土木総合事務所所長公舎は昭和33年建築の木造平屋一戸建て住宅であったが、購入者の負担で当該建物をリフォームすること等を前提とした、現状有姿による売却については検討されず、当該建物の老朽化による安全上の問題や瑕疵担保責任等を勘案し、当該建物を解体し更地にしたとのことである。更地の総面積は擁壁部分も含めて約599 m<sup>2</sup>で建築可能面積は約400 m<sup>2</sup>であるが、実際に新築を建てるとなると石川県建築基準条例第5条によりほとんど建てるスペースがない。

### ② 問題点

更地にしたことにより土地の用途が制限されることから、売却が困難であると考えられる。

擁壁部分のがけについて、石川県建築基準条例第5条の要件を満たした上で売却すべきか、それとも買主側の責任で要件を満たすべきものなのか等が未定であるため、売却が困難であると考えられる。

③ 意見 52 《現状有姿による売却》

売却を行う場合は、通常建物を解体しているが、一戸建て住宅等であれば、現状有姿での売却にも需要がある可能性がある。当該建物に関しては、老朽化による安全上の問題等を勘案すると、解体という選択肢も一理あるが、今後、建物付き土地の売却に当たっては解体ありきではなく、現状有姿による売却可能性の有無も検討する必要がある。

④ 意見 53 《石川県建築基準条例第5条の要件確認》

石川県建築基準条例第5条の要件を満たした上で売却すべきか、それとも買主側の責任で要件を満たすべきものなのか決定するために、関係機関及び専門家の意見を聞きながら検討を進めていく必要がある。

## (10) 職員住宅・公舎

### ① 概要・検出事項

職員住宅の、令和2年7月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
職員第2独身寮	H6.4	金沢市米泉町	30	6	20.0%
七尾第2職員住宅	S48.11	七尾市津向町	12	7	58.3%
穴水職員住宅	S40.3	鳳珠郡穴水町大町	16	9	56.3%
珠洲第1職員住宅	H5.4	珠洲市若山町出田	42	30	71.4%
珠洲第2職員住宅	S50.7	珠洲市若山町出田	12	7	58.3%
合計			112	59	52.7%

(出所：県人事課提供のデータ)

人事課所管の職員住宅のうち、令和2年7月現在、職員第2独身寮(追加-01)の入居率が20%と著しく低い水準となっている。

職員第2独身寮は金沢市に所在しており、県外や県内遠隔地出身職員が金沢市内に異動となったケースが増えた場合は一定のニーズがあるということである。また、平成6年建築であるが、人事課所管の職員住宅の中では最も新しい建物である。これらの点を勘案すると一過性のものである可能性もあるため、今後の入居率の推移を見極めるとのことである。なお、独身寮は満35歳未満の独身者しか入居できないこととなっているが(石川県職員住宅貸与及び管理要綱第10条第1項)、平均初婚年齢が年々高まっていることから<sup>59</sup>、満35歳以上の独身者が増加している可能性がある。

<sup>59</sup> <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai19/> 厚生労働省が公表する「令和元年(2019)人口動態統計月報年計(概数)の概況」のうち、「結果の概要」を閲覧したところ、平均初婚年齢が年々高まっていることが確かめられた。

職員公舎の、令和2年4月1日現在における所管課、建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築年月	所在地	戸数 a	入居戸数 b	入居率 b/a ×100%
管財課所管（3施設）					
寺町公舎	S63.11,H1.11	金沢市寺町	6	4	66.7%
泉野公舎	H2.2,H3.3	金沢市泉野町	21	6	28.6%
本多町公舎	H8.7	金沢市本多町	24	12	50.0%
中能登総合事務所所管（1施設）					
七尾職員公舎	S55.3	七尾市魚町	14	7	50.0%
奥能登総合事務所所管（2施設）					
輪島第2職員公舎	S56.5	輪島市河井町	17	12	70.6%
輪島第3職員公舎	S57.5	輪島市河井町	8	8	100.0%
水産課所管（1施設）					
能登島職員住宅	S57.10	七尾市能登島向田町	8	3	37.5%
農林総合研究センター（能登畜産センター）所管（1施設）					
能登畜産センター公舎	S57.3	鳳珠郡能登町松波	5	0	0.0%
合計			103	52	50.5%

（出所：県管財課提供のデータ）

管財課所管の職員公舎のうち、金沢市中心部に所在する泉野公舎（追加-04）の入居率が28.6%と著しく低い水準となっている。

能登地区に所在する職員公舎のうち、能登島職員住宅（追加-05）の入居率が37.5%、能登畜産センター公舎（追加-06）が0%と著しく低い水準となっている。これらの施設は人事異動により入居者が増加する可能性はあるものの、建物が老朽化しており、能登地区のその他の職員住宅・公舎の入居者の状況、周辺の住宅事情を踏まえ、廃止・集約の方針を検討する流れにある。

入居率が著しく低い職員住宅・公舎が所在する地域の状況をみると、金沢市に所在する職員住宅・公舎のうち、寺町公舎、本多町公舎に空きがある。七尾市に所在する職員住宅・公舎のうち、七尾職員公舎、七尾第2職員住宅に空きがある。能登町には他に職員住宅・公舎はないが、近隣の珠洲市に所在する珠洲第1職員住宅、珠洲第2職員住宅に空きがある。

なお、平成 26 年度に、職員住宅・公舎の所管課長をメンバーとした検討委員会において、今後の職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針を定めたとのことである。

② 問題点

基本方針に従って職員住宅・公舎の廃止を着実に進めてきたが、一部の住宅・公舎の入居率が著しく低くなっており、県の財産を有効に活用できていない。

③ 意見 54《職員住宅・公舎の入居率向上》

職員住宅・公舎の貸与条件を緩和する等して、入居率を高める必要がある。

④ 意見 55《金沢市に所在する職員住宅・公舎の売却検討》

金沢市内の職員住宅・公舎は、県の中で土地取引が多い地域に所在する<sup>60</sup>ことから、必要に応じて売却も視野に入れて、職員住宅・公舎の廃止・集約を進める必要がある。

⑤ 意見 56《職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針の推進》

職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針に従って、必要に応じて職員住宅・公舎の廃止・集約を進める必要がある。

---

<sup>60</sup> [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000029.html) 国土交通省が公表する「土地取引規制基礎調査概況調査結果（集計表）東海・北陸 令和 2（2020）年」を参照して確かめた。



(11) 警察職員公舎・宿舎

① 概要・検出事項

警察職員公舎・宿舎は警察本部会計課、金沢市内に所在する警察署を除く各警察署が所管している。なお、(待機)宿舎とは、警察力を迅速に動員し、初動措置を行う体制を確立するために、警察職員を居住させる施設をいう。

警察本部会計課が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築年月	所在地 <sup>61</sup>	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
米泉待機宿舎	H6.7	金沢市	8	3	37.5%
米泉待機宿舎	H6.7	金沢市	8	2	25.0%
米泉待機宿舎	H6.7	金沢市	8	2	25.0%
ひがし荘	S50.3	金沢市	16	13	81.3%
さいせい荘	S54.3	金沢市	24	8	33.3%
緑が丘職員共同宿舎	S60.3	金沢市	8	5	62.5%
花里独身寮	H7.3	金沢市	28	11	39.3%
栗崎待機宿舎	H9.5	金沢市	12	1	8.3%
栗崎待機宿舎	H10.5	金沢市	12	8	66.7%
城南待機宿舎	H11.6	金沢市	12	11	91.7%
花里宿舎	H7.7	金沢市	17	13	76.5%
合計			153	77	50.3%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

大聖寺警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	S59.11	加賀市	1	1	100.0%
待機宿舎	S53.3	加賀市	12	7	58.3%
職員共同宿舎	S55.3	加賀市	8	4	50.0%
待機宿舎	S58.3	加賀市	8	6	75.0%
待機宿舎	H5.3	加賀市	12	6	50.0%

<sup>61</sup> 警察職員公舎・宿舎の所在地は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、市町名の記載にとどめている。

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
待機宿舎	H14.3	加賀市	14	13	92.9%
合計			55	37	67.3%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

小松警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	H10.3	小松市	1	1	100.0%
待機宿舎	S52.3	小松市	12	11	91.7%
合計			13	12	92.3%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

能美警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	S58.10	能美市	1	1	100.0%
職員共同宿舎	S58.3	能美市	24	16	66.7%
合計			25	17	68.0%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

白山警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	S55.3	白山市	1	1	100.0%
副署長公舎	H3.3	白山市	1	1	100.0%
松和荘	H2.5	白山市	24	14	58.3%
交番所長宿舎	H4.3	白山市	1	0	0.0%
鶴来公舎1号	S58.10	白山市	1	1	100.0%
鶴来公舎2号	S59.11	白山市	1	0	0.0%
鶴来公舎3号	S59.11	白山市	1	0	0.0%

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
合計			30	17	56.7%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

津幡警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	H2.11	河北郡津幡町	1	1	100.0%
待機宿舎	H2.4	河北郡津幡町	16	14	87.5%
合計			17	15	88.2%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

羽咋警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	H3.12	羽咋市	1	1	100.0%
職員共同宿舎	S49.5	羽咋市	12	6	50.0%
はくゆう荘	S60.3	羽咋市	16	6	37.5%
交番宿舎	S60.3	羽咋郡志賀町	2	0	0.0%
交番宿舎	H1.9	羽咋郡志賀町	3	1	33.3%
合計			34	14	41.2%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

七尾警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築 年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	H9.3	七尾市	1	1	100.0%
職員共同宿舎	S54.3	七尾市	12	6	50.0%
待機宿舎	H8.3	七尾市	12	7	58.3%
待機宿舎	H13.3	七尾市	16	16	100.0%
合計			41	30	73.2%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

輪島警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
署長公舎	S57.10	輪島市	1	1	100.0%
職員公舎2号	S53.6	輪島市	1	0	0.0%
職員共同宿舎	S48.1	輪島市	12	9	75.0%
職員共同宿舎	H12.3	輪島市	10	10	100.0%
穴水公舎1号	S56.11	鳳珠郡穴水町	1	1	100.0%
上野台荘	S55.3	鳳珠郡穴水町	12	6	50.0%
交番宿舎	S61.2	輪島市	2	2	100.0%
穴水おおまち荘	H12.3	鳳珠郡穴水町	8	8	100.0%
合計			47	37	78.7%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

珠洲警察署が所管する、令和2年4月1日現在における建築年月、所在地、戸数、入居戸数、入居率を示すと以下のとおりである。

名称	建築年月	所在地	戸数 a	入居 戸数 b	入居率 b/a×100%
待機宿舎	H6.8	珠洲市	1	1	100.0%
待機宿舎	H6.8	珠洲市	1	1	100.0%
職員共同宿舎	S47.12	珠洲市	12	8	66.7%
待機宿舎	H6.8	珠洲市	8	7	87.5%
能登公舎1号	S52.11	鳳珠郡能登町	1	1	100.0%
能登旭荘	S51.3	鳳珠郡能登町	12	0	0.0%
能登天保島荘	H9.1	鳳珠郡能登町	6	6	100.0%
合計			41	24	58.5%
県全体			456	280	61.4%

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

警察職員公舎・宿舎の状況をみると、入居者がいない施設が散見されたため、県に対し入居者がなくなった時期の照会を求めた。その結果は以下のとおりである。

所管課	名称	建築年月	時期
白山警察署	交番所長宿舎	H4.3	H30.4～
白山警察署	鶴来公舎 2号	S59.11	H27.4～
白山警察署	鶴来公舎 3号	S59.11	H28.4～
羽咋警察署	交番宿舎	S60.3	H30.4～
輪島警察署	職員公舎 2号	S53.6	R2.4～
珠洲警察署	能登旭荘	S51.3	R2.4～

(出所：県警察本部会計課提供のデータ)

警察職員公舎・宿舎の種類は、署長公舎、副署長公舎、職員公舎、待機宿舎、共同宿舎、交番所長宿舎、交番宿舎等多岐にわたっている。交番所長宿舎・交番宿舎は交番庁舎の併設であり、交番所長宿舎・交番宿舎部分のみの解体、売却、貸付けは現実的でない。

次に、交番所長宿舎・交番宿舎以外の公舎・宿舎の状況を記載する。鶴来公舎 2号(追加-13)、鶴来公舎 3号(追加-14)、職員公舎 2号(追加-15)は一戸建ての建物であり、能登旭荘(追加-16)は戸数 12 の集合住宅である。これら公舎・宿舎のうち能登旭荘は耐震診断の可否を報告する必要がある建物であるが、耐震診断が未実施である。珠洲警察署管内の他の職員宿舎・公舎の入居率は 100% に近く、空きが 1 戸しかない。人事異動により入居者が発生する可能性はあるものの、建物が老朽化しているが、現時点での個別具体的な廃止計画はない。

② 問題点

入居者がいない施設のうち、鶴来公舎2号、3号は建築から35年、職員公舎2号は42年、能登旭荘は44年経過し、建物が老朽化している。加えて、鶴来公舎2号、3号は4年から5年程度入居者がいない状況である。

③ 意見57《鶴来公舎2号、3号の取扱い》

鶴来公舎2号、3号は、売却を検討する必要がある。売却を行う場合は、通常建物を解体しているが、一戸建て住宅等であれば、現状有姿での売却にも需要がある可能性がある。当該建物は、いわゆる新耐震基準以後に建築されていることから、売却に当たっては解体ありきではなく、現状有姿による売却可能性の有無も検討する必要がある。

④ 意見58《職員公舎2号の取扱い》

職員公舎2号は、入居者がいない状況に至ってから間もないことから、売却を検討するまでの対応は不要と考えるが、入居者がいない状況が継続するようであれば、現状有姿による売却可能性の有無を検討する必要がある。

⑤ 意見59《能登旭荘の取扱い》

能登旭荘は、入居者がいない状況に至ってから間もないことから、設備の老朽化・陳腐化の状況を把握し、必要に応じてリフォームを行う等して、入居率を高める必要がある。

## 5. 事務に関する事項

### (1) 長期間売却できない入札物件（処分）

#### ① 概要・検出事項

旧能都北辰高等学校小木分校教職員公舎（更地）（能登-15、能登-16、能登-17）は平成 20 年度から応札がない状況であり、約 12 年売却できていないことになる。

応札がない場合、年度ごとに価格の見直しがされることになることから、旧能都北辰高等学校小木分校教職員公舎については、10 年以上売れ残っていることになるため、当初の価格の 25%程度となっている。なお、県のインターネットサイトで公開されている物件調書には物件の現地画像が添付されていなかったが、インターネットオークションによる売却では現地画像を添付しているとのことである。

#### ② 問題点

応札がない状況が継続すると、売却による資金の回収額が減少する可能性がある。

#### ③ 意見 60《長期間応札がなく売却価格が低下している物件》

県のインターネットサイトで公開されている物件調書に載せている参考情報について、文章による説明に加えて、現地の画像を添付するなど、物件の購入を検討する者に与える情報を充実させ、可能な限り短期間で売却できる可能性を高める必要がある。なお、本報告書作成時に県のインターネットサイトを閲覧したところ、現地の画像が添付されていることが確かめられた。

## (2) 公有財産台帳の保管方法（公有財産に係る台帳の整備）

### ① 概要・検出事項

金沢教育事務所（追加-12）において、公有財産台帳の保管状況を確認したところ、キャビネットではなくブックスタンドに立てて公有財産台帳を保管していた。公有財産に関するアンケートを実施した他の所管課は、公有財産台帳をキャビネットに保管していた。

経緯を確認したところ、マイナンバーが記載されている給与の年末調整関係（平成28年から令和元年分）の書類が膨大にあるため、そちらを優先してキャビネットに保管していたとのことであった。そこで、書庫を視察したところ、保管スペースに余裕があった。

### ② 問題点

公有財産台帳の管理方法が不適切である。

### ③ 意見 61 《公有財産台帳保管の厳格化》

公有財産台帳を書庫に保管し、キャビネット内に保管するのと同程度の扱いにする必要がある。なお、今後は登記嘱託書など財産関係の重要書類と一緒に、キャビネット内で厳重に保管していくこととしたとのことである。



### (3) 固定資産台帳の処理漏れ（公有財産に係る台帳の整備）

#### ① 概要・検出事項

平成 30 年度中に旧鹿西高等学校教職員公舎（総務-09）が建っていた土地はすべて売却済みとのことであったが、令和元年度末の固定資産台帳で、旧鹿西高等学校教職員公舎が建っていた土地の簿価が 999,909 円残存していた。

ガードロープ他 23 件（教育-15）の所管課が「教育センター（廃止）」と表記されていた。平成 30 年 9 月に、管財課から固定資産台帳の更新（新たに取得した財産等の報告）について全庁照会があり、財産の変更等は報告したものの、変更がなかった財産までは台帳の見直しを行っておらず、固定資産台帳の登録が旧所属名になっていることに気づかないまま現在に至ったとのことである。

#### ② 問題点

固定資産台帳において除却の処理が漏れていた。

固定資産台帳において所管課を変更する処理が漏れていた。

#### ③ 意見 62 《売却済み物件に関する固定資産台帳簿価の残存》

令和 2 年度末の固定資産台帳を作成する際、除却の処理を行い、誤りを修正する必要がある。

#### ④ 意見 63 《固定資産台帳における所管課の変更漏れ》

令和 2 年度末の固定資産台帳を作成する際、所管課を変更する処理を行い、誤りを修正する必要がある。

#### (4) その他の事項

##### ① 取得

令和元年度における公有財産の取得のうち、七尾警察署、国立工芸館の県有部分、県立学校体育館等増改築、県営住宅新築・改修、交通管制制御装置、能登空港監視制御設備に係る契約書等の文書を閲覧した。監査手続を実施した結果、指摘、意見として記載すべき事項はない。

##### ② 公有財産の老朽化、陳腐化に関する情報の把握

公共施設等の耐震改修状況に関する県提供資料を閲覧し、調査内容の把握を実施した。監査手続を実施した結果、指摘、意見として記載すべき事項はない。

以上